

## 防犯の手引

在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館

## 《目次》

## はじめに

1. 最近の主要犯罪認知状況
2. 犯罪被害防止のための留意事項
  - (1) 誘拐
  - (2) その他の犯罪
3. 緊急連絡先

## はじめに

最近、世界各地において日本人がいろいろな事件に巻き込まれて被害に合うケースが増えており、特に中南米地域では日本人が対象となった誘拐事件や殺人事件等の凶悪犯罪が発生しています。

当地の治安につきましても目を覆うばかりのものがあ、年々悪化しており、いつ在留邦人や旅行者の方が凶悪犯罪の被害者となってもおかしくない状況にあります。

ご承知の通り、当地では一般犯罪が主な脅威ですが、長引く不況により、リオのスラムやホームレスは増え続けており、犯罪が増えることはあっても減ることは現在の状態では考えられません。

私達の生命、身体及び財産の安全につきましては、ブラジルの治安機関がその責任を負っていますので、警察等との連絡について常日頃留意することは大切ですが、残念ながら当地の警察は質、量ともに十分な体制にあるという状態ではありません。よって、自ら安全意識を持って防犯に心掛けることは、ここリオにおいては特に重要なことです。

以下、安全対策の基本的な心構えを列挙しますと、

- (1) 自分と家族の安全は自分達自身で守る。
- (2) 予防のための努力、労力を惜しまない。
- (3) 最悪の場合を想定し、慎重に行動する。
- (4) 行動の三原則

○目立たない

○行動を予知されない

○用心を怠らない

を念頭に、文化、風俗や価値観を十分に考慮したうえで行動する。

- (5) 住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤である。
- (6) 現地社会に早く溶け込み、テレビ、新聞等のニュースから安全情報を収集する習慣をつける。
- (7) 家族共々精神衛生と健康管理に留意する。

等で、これらを念頭に種々の事案に対処することが必要です。

本手引きでは的を犯罪にしぼり、特に当地で懸念される「誘拐事件」の対策を中心にまとめました。全般的な安全対策については、当地の日本商工会議所の安全対策委員会が作成した「安全対策マニュアル」がありますので、併読されることをお勧め致します。

## 1. 最近の主な犯罪の状況（民事警察が届出を受けた件数）

## (1) 誘拐

91年中のリオ州において届出があった件数は83件で、検挙率は約58%であったが、本年上半期は既に70件を記録（52件解決）しており、増加傾向が続いている。発生する事犯の殆どに麻薬犯罪組織が関係しており、被害者の家族が警察に届けをせず、身代金を払って自力で解決する事件も多数潜在していると言われている。

現在まで在留邦人が被害者となったケースは確認されていないが、誘拐未遂と思われる事件（警察では強盗として登録。）1件が発生しているので、予断は許されない。

#### (2) 殺人

91年中リオ州内では8,722人が殺害されたが、これは1日平均24人が殺されたことになり、90年よりも864人被害者が増えている。

被害者の殆どは銃器により殺されており、州内には80万丁の不法な銃器が出回っていると言われている。

#### (3) 強盗

91年中リオ州内で39,600件の被害の届出があり、90年に比べ5,410件の増加で、対象として多いのは、車両、通行人、商店、バス乗客に対する順となっている。

バス強盗は本年6月の1か月だけをみても、リオ市内で300件発生しており、昼間の発生が多く、午後0時から同6時までの間の発生が全体の47%を占める。

#### (4) 窃盗

91年中リオ州内では60,387件の被害の届出があり、うち14,173件が空き巣等の屋内での窃盗事件である。屋外での窃盗事件のうち内約で多いのは、車両自体を狙ったものや、車両内の荷物やカーステレオ等の装備を狙ったもの、また通行人に対するひったくり、置き引き等である。

また、本年上半期の自動車の盗難（含む強盗）は、リオ市だけで24,358件発生しており、既に91年中の発生件数の70%に達している。

(5) コパカバーナ地区は観光客等が集中する賑やかな地区であるが、恐喝やひったくり、月間平均約130件に及ぶ路上強盗被害の届出、また1日平均約40台に上る車両盗難、月間8丁にのぼる銃器の押収等、リオで最も危険な地域と化している。特に、ノッサ・セニョーラ通りとバラタ・リベロ通りに挟まれた一画はひったくりが頻発しており、被害の特に多い時間帯は、午後4時から同6時の間である。

また、夏場にはイパネマやレブロン等の海岸と同様にコパカバーナの海岸にも、少年の集団強盗（アラストン〜地引き網の意）や恐喝団が出没する。

(6) 市中心部（セントロ）を管轄する警察署では毎月約300件の強盗や窃盗を記録しており、特にカリオカ広場やリオ・ブランコ通りのシネランジア地区付近では、少年等によるひったくりや強盗が頻発している。また、ヴァルガス大統領通りとウルグアイアナ通りの交差点付近もひったくりや強盗等の被害の多い一画である。

(7) 91年中リオ州内では3,536人が交通事故により死亡し、うちリオ市内では1,055人が死亡しており、昨年の東京における交通事故の死亡者数439人と比べてかなり多い。

## 2. 犯罪被害防止のための留意事項

以下の留意事項はあくまで一般的なものですので、状況に応じて自ら判断し適切な措置をとるよう努めて下さい。

### (1) 誘拐

当地で発生する凶悪犯罪のうち最大の脅威ですので、常日頃、以下の点に留意し、家族共々慎重に行動してその防止に努めて下さい。

#### (イ) 基本的留意事項

- ・自分の行動について規則的なパターンを避けること。それが不可能な場合には潜在する危険を十分認識して行動すること。

予測が可能な行動は、防護上最大の敵である。

- ・常時、基本的な警戒を怠らない。

- ・部外者には不必要に自分の社会・職業上の身分を明かさなないこと。

- ・同様に、自分の行動計画、予定される日程等についても部外者に洩らさないこと。

#### (ロ) 電話の応対

- ・自宅及び家族についての情報を与えないこと。

- ・単身か家族持ちかの別も、明らかにしないこと。

- ・ 家族、使用人に対し、家族や友人、同僚に関する情報を第三者に容易に与えないよう指示を徹底すると共に、常に電話の相手の氏名、連絡先等を確認し記録するようにすること。
- ・ 寝室に電話を設置するか、就寝の際に電話を引き込めるようにしておくこと。
- ・ 窓やガラス戸の付近等、外部から見られるところに電話機を置かないこと。
- ・ 警察、消防、病院等の緊急電話番号を身近に置くこと。

#### (ハ) 外出時及び帰宅時

- ・ 常時、定時に外出したり、同じ経路をたどらない。
- ・ 外出の際、屋内から付近に不審と思われることがないか確認すること。  
例えば、用もなく佇んでいる者や徘徊している者の存在、見慣れない車の駐車、人が乗車したまま停車している車両、停車又は徐行しているオートバイ、自転車の存在等である。
- ・ 外出の際、外出する人が不審を感じたらその合図が屋内の家人等に分かるように、外出する人の行動が見渡せる屋内の位置に家人等を配置すること。
- ・ 帰宅時刻を常時変えるとともに、複数の出入口がある場合には日々変えることとし、また同じ経路を利用しないこと。
- ・ 帰宅する前に自宅に電話し、自宅付近の様子について家人等に周囲を見渡してもらおう等して安全を確認すること。
- ・ 帰路、自宅近くや自宅入り口の様子を良く注視し、不審点があれば自宅に近づかず、様子を見ること。入口近くに佇んでいる者がいたなら警戒を要する。

#### (ニ) 家人の留意事項

- ・ 配偶者の習慣、仕事の内容等について、友人や知人に安易に話さないこと。  
特に美容院等での会話に注意を払うこと。
- ・ 適切な保管場所がない限り、仕事又は動産及び不動産に関する書類を自宅には置かないこと。
- ・ 高級車や制服を着用した運転手付きの車の使用は避けること。
- ・ 子供に対しては、見知らぬ人、又は知人であっても家人の行動や親の仕事の事等について話さないよう注意しておくこと。また、見知らぬ人等の如何なる種類の誘いにも応じないように教えておくこと。
- ・ 原則として、子供は戸を開けたり、電話に出たりしないよう指導すること。  
ある程度の年齢に達している場合は、家族に関する事柄、例えば習慣、勤務場所、行動予定等について他人に漏らさないように指導すること。例えば、父母の留守中に受けた電話で在宅の有無を問われた場合、決して不在とは答えるべきでなく、その場合には、両親が取り込み中で電話に出られない旨伝え、自分に伝言するように応答するようにし、また父親の帰宅時間等の質問には答えないようにする。
- ・ 子供の学校からの早退等の場合、家人、又は知人のみの場合について子供の下校を許可するよう学校の職員に要請すること。知人の場合には念のため家人と連絡をとり確認する必要がある。

#### (ホ) 親類及び友人等への留意事項

- ・ 親しい者で、本人の詳細について熟知（例えば、仕事の内容、勤務先、住所、電話番号等）しているものに対しては、防犯上他人に漏らさないよう要請すること。余り親しくない者に対しては、一切これらの事には触れないこと。

#### (ヘ) 家政婦等に対する留意事項

- ・ 人選を厳格に行うこと（出来るだけ友人、知人の紹介によることが望ましく、新聞広告や斡旋所の仲介は避けた方がよい。）。
- ・ 仕事の内容や個人的な事等について、彼らの前では話さないこと。また、絶対的な信頼を置ける場合以外は、旅行や留守の予定等の情報も事前に与えてはならないし、家の鍵を持たせるべきではない。
- ・ 次に掲げる事項を厳格に守らせること。  
○ 来訪者に対する応対、電話の受理、又は郵便物の受理等については、防犯上の基本

を踏まえて対応すること。

○家人の生活状態や持ち物等についてのコメントを避けること。

○家人が不在の場合、事前の許可なくして他人を出入りさせないこと。許可を受け屋内にいた場合、そのものの側を離れないこと。

(ト) 守衛に対する留意事項

・守衛には親切にし、信頼関係を醸成すること。

不審な人、車の徘徊、訪問客のチェック、郵便物の受領等について協力体制を確立すること。

(チ) 運転手又は運転時における留意事項

・人選を厳格にし、信用のおける者を採用すること。

・常に警備的感覚を養い、運転時には次の諸点について留意するよう指導するとともに、自ら運転する場合も遵守すること。

○自宅、職場等で出迎える場合には、出来るだけ短時間の待ち時間で済むようにし、強盗等の危険が予想される場合には、駐車せず、周回させるようにする。

また、駐車する場合でも、いつも同じ地点に駐車せず、常に注意深く周辺を監視すること。

○常に道順を変え、追跡の有無について確認すること。

○速度を調節し、信号で停車することを避けること。

○警察等でない限り、停車要求には答えない。また、警察等の場合であっても、不用意に窓を開けたり、エンジンを切ったりしない。

○車両は常に良好な整備状態とし、ガソリタンクにはガソリンが半分以上入っている状態を保つこと。

○走行中は、車両のドアは常にロック状態とし、窓は完全に閉めておくか、開けても数センチ程度とすること。

○都市部を走行する場合には、常に中央線よりを走行すると共に、前者との間隔を開けて走行すること。

○走行中でも、停車車両、特に大型車には留意すること。

○駐車場所、又は位置について規則的に定位置を利用しないこと。

○運転手には乗降場所を一定にしないよう指導すること。

○周囲の状況を確認してから乗降すること。不審を感じたならば、即座にその場を離脱すること。

(リ) 職場での留意事項

・1人注意しても効果はなく、事務所内への部外者の出入り等について、職場の全員が誘拐等に対する防犯意識を持って職務にあたる必要がある。

・入社・退社に当たっては、出入口が2カ所以上ある場合は場所を変え、また定時に入社、退社をしないこと。

・休みの日や夜間等、誰もいないときに職場に行くことは控えること。

・執務室については、来訪者の直接近付ける場所や外部から見通せる位置を避けること。それが避けられない場合でも、カーテン等で見通せないよう遮断すること。

・秘書については絶対的な信頼がおける人でなければならない。

(ヌ) 通行中における留意事項

・如何なる交通手段であれ、移動中が最も狙われやすいときであり、特に、目的地に到着時及び出発時に最大の注意を払う必要がある、気を許してはならない。

・徒歩の場合

この場合、散歩等も含まれるが、危険の緩和のための手段としては、

○同じ時刻、道順を利用しないこと。散歩等をするのであれば、職場、又は自宅の付近では実施してはならないし、毎日同じ時刻、場所で実施してはならない。

○人通りの多い場所を利用し、夜間の場合は照明のある明るい通りを利用し、1人歩きは避けること。

○見知らぬ者が車の同乗を勧めても応じてはならない。また、車の中から道を聞かれ

たりしても、その車に近づいてはならない。

- 尾行等の不審を感じた場合には、歩調を速めたり、遅らせたり、道路を横断するなどして確認し、人通りの多い場所や明るいところに向かい、場合によっては、付近の商店やビルに入り、警察に通報すること。それが困難な場合はタクシー等でその場を離脱すること。

・車の場合

- 通常のモデルおよび色を選ぶこと。
- 2台以上の車を所有する場合は、不規則に乗り換えて使用すること。
- 利用する道順に位置する警察、病院、軍施設および公共施設等の所在を把握しておくこと。
- 遠方への車での移動は避け、特に夜間は避けること。どうしても必要がある場合には、単独では行動せず、信頼のおける人に行動予定、道順を知らせておくこと。
- 路線は、出来るだけ往来の多い道路を選び走行すること。
- 乗車者を秘匿するため、スモークガラス、又はカーテンを取り付けること。但し、カーテンの場合は、視界を悪くするので、後窓だけとした方が良い。
- 決して同乗を求める者や、事故等を見るために車を止めてはいけぬ。誘拐するための手口の場合がある。
- 走行中、前方を走行する車両との間隔を開け、包囲されたりすることを避けること。交通が混雑している場合には、自転車やオートバイにも注意すること。
- 道路沿いの駐車車両にも注意し、人が乗っていたり、たむろしている場合には要注意である。
- 運転手がいる場合、時々乗車位置を変えること。

・その他の交通手段を利用する場合

- 習慣を避けること。
- タクシーを利用する場合等、尾行を避けるため、2台空車が来たなら後の方のタクシーを拾う等の措置を常に心掛けること。
- 如何にも待っていたかのように現れるタクシーは拾わないこと。
- バスに乗車の際は、他に乗車する者に注意し、既に座っている人の横に腰掛けるようにし、出来ればバスの乗客全般が見渡せる場所に位置すること。また、降車の際には、事前に降りるそぶりを見せず、自分と一緒に乗車した者が降車したか確かめ、追尾を受けていると思われる場合は、「徒歩の場合」の留意事項によること。

(ル) 車での走行中に追跡を受けた場合等

- ・追跡してくる者に感付いたことを察知されないこと。
- ・自分の目的地に到着したのなら、迅速に警察に通報すること。
- ・余裕があれば、追跡してくる車の車種、ナンバー、色等の特徴を筆記し、カーマットの下に隠すこと。
- ・ルートを変更する等、追跡されているかどうか確認すること。
- ・追跡して来る者を煽るような運転はしないこと。
- ・危険を感じた場合には、最寄りの公共施設等、安全と思われる場所に向かうこと。
- ・不審な車の横に並ばないようにすること。追い越されて道を遮断される可能性がある。
- ・追跡から離脱出来る可能性があるとは判断される場合は、明るい人通りの多い場所を指向すべきであるが、不可能又は危険と判断された場合は決して無理をしないこと。
- ・道路を車等で遮断された場合、出来るだけ遮断した車の後車輪辺りを狙い衝突させること。例えば車が損傷したとしても、自分の車の走行機能を失わないようにすること。

(ワ) 誘拐された場合の心構え

- ・平静を保ち、希望を持つこと。
- ・犯人には抵抗しないこと。
- ・拘禁場所、犯人の行動等、全てに注視し、目かくしされている場合は外界の音に注意すること。

- ・昼夜の区別を失わないこと。
- ・犯人の指示には常に従い、刺激しないこと。
- ・脱出の可能性について希望を失わないこと。しかし、成功の可能性を良く考えずに行動してはならない。
- ・常に肉体的、心理的に良好な状態を維持するように努めること。
- ・例えば、孤立、恥辱、窮屈、緊張等の大きな苦痛を覚悟すること。
- ・大概の誘拐事件が1週間程度で解決されることを念頭において慎重に行動すること。

## (2) その他の犯罪

リオには安全な場所は無いと言われますが、それでも犯罪の多発地域や時間帯、犯罪の温床となっている場所等、特に危険な場所や時間帯はあるわけですので、新聞、テレビ等の報道に良く注意し、自ら危険に係わることをないように留意して下さい。また、ご承知の通り、外出の際等に、服装や所持品に留意することも、犯罪の被害から逃れる重要なポイントとなりますので、予断を持たずに常に「わが身の安全」を念頭に慎重に行動するようにして下さい。

以下、旅行者も含めまして一般犯罪等に対する具体的な留意事項を列挙しましたので、参考として下さい。

なお、誘拐のところでも列挙した留意点で、以下の犯罪の被害予防にも通じる点につきましては省略しましたので、その点も踏まえて、適宜、想定する事案に則して読み返して下さい。

(イ) 空港内では、外国人観光客を対象とした組織的な置き引き、ひったくり等が頻発している。手口としては、1人が親し気に話しかけ、それに気を許して対応している間に、他の1人が足元に置いた荷物等を置き引きしたり、又は携行しているバッグをひったくったりし、すぐに別の1人に手渡して逃走するというもので、見知らぬ者が話しかけてきたら要注意である。

(ロ) 手荷物はなるべく少なく、ショルダーバック等は胸のところで抱えるようにする。両手が手荷物等でふさがっていると、その荷物をひったくられ易いことは勿論、ズボン等のポケットの財布等も抜き取られ易い。

(ハ) 腕時計、カメラ、ビデオ及び装身具の類を狙った強盗やひったくりは、常時場所を選ばず発生しているので十分注意を要する。屋外で貴重品を身に付けない方が無難であるし、カメラ等は裸で持ち歩かない。

(ニ) 外出の際はラフな服装（できれば伯国製）とし、必要以上に現金を持ち歩かない。また、旅行者の場合、ホテルのルーム・キーは必ずフロントに預ける。キーを奪われ、ホテルから荷物をねこそぎ持っていかれた例がある。

(ホ) 通行中の会話から外国人ということを悟られ、後をつけられ金品を奪われたケースがあるので、通りで声高に話しをしない方がよい。

(ヘ) 通行中、見知らぬ者から話しかけられても立ち止まらず、無視、又は身振り、態度だけで拒否、或いは分からない旨示し、立ち去った方が無難である。後をつけてくる場合は、直近の商店、レストラン等に避難する。

(ト) 路地裏等は近道であっても利用は避け、常に人通りの多い幹線道路を利用する。しかし、人通りの多い通りでも、すりやひったくりは発生しているので油断はできない。

(チ) 特に旅行者の場合、夜間の外出（特に1人歩き）は避けた方が無難である。どうしても外出する必要がある場合はラジオ・タクシーを利用して、目的地とホテルを直接往復するようにする。

なお、コパカバーナ地区は、ナイトクラブ等の遊興施設が集中し、観光客の多い一画であるが、リオ市の中でも殺人、強盗、窃盗、麻薬、売春等の犯罪多発地域でもあるので注意を要する。

(リ) 女性等の甘い誘いには乗らない。飲物に睡眠薬を入れられ、金品等を奪われた事件が発生している。

(ル) バスは乗客を対象とした強盗事件等が多発しているため、利用しない方がよい。

(レ) 金銭の出し入れは、店内、車内等、人目に付かないところとするよう配慮する。

(フ) 郊外に向かう幹線道路において走行車両に対する悪質な詐欺事件が頻発している。例えば、走行車両の下に石等を投げ入れ、異常な音で停車した車両に修理業者を装い近づき、法外な修理代金を請求する等の事案で、このような場合、走行可能であれば停車せずに最寄りのガソリン・スタンド等で点検した方が良い。

(ワ) セントロ地区ではケチャップ等を衣類にかけ、その隙にバッグ等の所持品を奪う事案が発生しているので、何かかけられ話しかけられても、所持品をしっかりと持ち、素速くその場から離脱するようにする。

(カ) リオは名うての車優先社会であり、マナーも悪く大変危険であるので、車両運転時もあることながら、道路横断等の際には細心の注意を要する。また、夜間で交通閑散な交差点では、安全を確認して停車せずに通過した方が良い。

(コ) 不幸にして事件に遭遇した場合は、相手が子供であっても侮ることなく絶対に逆らわないことが肝要である。拳銃等の凶器を持っていたり、付近に仲間がいることが多い。

### 3. 緊急時の連絡先

- |                        |              |
|------------------------|--------------|
| (1) 警察への緊急通報           | TEL 190      |
| (2) 火事の場合の緊急通報         | TEL 193      |
| (3) 救急車要請              | TEL 192      |
| (4) 在リオ・デ・ジャネイロ日本国総領事館 | TEL 265-5252 |

※日本人被害に係わる誘拐、殺人等の重要事件の発生に際しては、即刻、総領事館にもご連絡下さい。

なお、その他の犯罪の被害を受けた場合についてもご一報下さい。犯罪の状況を把握しておくことは、今後の被害の未然防止のためにも大切なことです。

目次

<1>はじめに

<2>一般犯罪対策

1. 走行中における留意事項
2. 自動車に係わる留意事項
3. バスにおける留意事項
4. タクシーにおける留意事項
5. 銀行における留意事項
6. 家庭における留意事項
7. 観光に関する留意事項
8. その他の留意事項

<3>誘拐・テロ対策

(A) 一般的留意事項

1. 家庭における安全対策
2. 勤務先での安全対策
3. 外出ときの安全対策
4. 運転手に対する教育
5. 女中に対する教育

(B) 車で走行中に襲われたときの対策

1. 2台の車に進路をブロックされたときの対策
2. 2台の車に追跡されたときの対策
3. 拳銃等武器を持っている者に追跡された場合
4. 発砲されたときの対策
5. 相手側の車を破壊・損傷させる為の車の扱い方

(C) 誘拐されたときの心得及び誘拐事件に備えて

1. 誘拐されたときの心得
2. 誘拐事件に備えて

<4>おわりに

(付属) 緊急連絡先

<1>はじめに

伯国はリセッションに伴う失業者の増大、拡大する一方の貧富の格差等により都市部への人口流入、低下層の不満が顕在化し、その結果、レシフェ、サルバドールをはじめ主要都市における治安状態が悪化しております。東北伯地域は中南伯地域に比し比較的犯罪が少ないと云われておりましたが、ここ数年来犯罪も急激に増加し危険度もほとんど中南伯と変わらない状態となっております。

当国においては、日本の場合と異なり、犯罪の性質も「生活型」乃至「銃器携帯型」が多いと言えます。また、最近身代金目当ての誘拐事件も多発しており安心して生活出来る状態ではなくなりつつあります。

この手引きは伯国に来られる旅行者、出張者及び在留邦人等の皆様がつながなく当地に滞在され、生活や旅行をエンジョイされることを願いつつ作成したものです。

治安対策に完璧を期すことは難しく、また犯罪に怯え乍ら暮らすことは精神衛生上好ましくはないのですが、現実には非常に厳しい状態にありますので、ここに日常の犯罪に対する心構えと対策を記して皆様のご参考に供したいと思っております。

なお、本資料の内容には、伯国人に関する機微な点にも触れておりますところから、そ



の取扱に相当の注意を払うよう、右念のため申し添えます。

## 〈2〉一般犯罪対策

犯罪被害にあわないための留意事項を以下に掲げますが、ここに掲げた留意事項だけを守っていれば絶対に犯罪被害にあわないという保証はありませんので、この点誤解のないようにして下さい。基本的には、自己の所有物等に対し、常に監視の目を光らせ、他人に対しスキを見せないように、自己防衛意識を持ちつつけることが大切です。

### 1. 歩行中における留意事項

(1) 外出中は不審な者がいないか、不審な者が後をつけていないか等つねに周囲に気を配ること。

(2) 日本人はとかく服装を気にするが、きれいな洋服等を着ていると犯罪者のかっ好の標的となってしまいます。従って外出する時は体裁を気にせずラフな服装をすること。

(3) ハンドバッグ、ショルダーバッグ等を持って歩く時は、なるべく胸のところで抱えること。

(4) ズボンの尻ポケットやバッグの外側のポケットなど人目につくところに、財布や貴重品を入れないこと。

(5) 外出する際は、ネックレス、イヤリング、腕輪等を身に付けない方が安全である。パーティー会場の建物内に入ってから付け、帰るときは建物を出る前にははずすという方法が良い。犯罪者達は、何か催し物があるとその会場となる建物の付近で獲物を待ち伏せしていることを忘れないこと。

(6) 下級商店街や貧民街等には近寄らないようにすること。

(7) 通りを歩行中、誰かに時間を尋ねられた場合は、相手との間合いを保つこと、相手から目を離さないようにすること。いずれにせよ、日頃取られてもよいような安い時計をしている方が無難である。

(8) 酒を飲みすぎて千鳥足で歩行することは、犯罪被害にあう危険性が非常に高い。従って外部での飲酒はほどほどにすること。

(9) 馴れ馴れしい人の誘いや甘い誘いはキッパリ断ること。また、ブラジル人にペラペラと話しかけられるとまごつき勝ちであるが、まごついている間に犯罪被害に合う危険性があるので毅然たる態度で対応すること。

(10) 夜間の一人歩きや閑静な場所を歩くことは非常に危険である。夜間の外出は、なるべく避けること。

### 2. 自動車に係わる留意事項

(1) 自動車は常時整備し、燃料は十分にいれておくこと。

(2) 当地では運転免許が簡単に取得でき、交通マナーも悪いので、運転にあたっては万全の注意を払って下さい。

(3) 万一、交通事故に巻き込まれた場合、自動車を事故発生ときの状態に放置して、警察に第一報をいれること。警察の手続きと並行して、保険会社にも連絡し、指示を受けるのが良いでしょう。

(4) 自家用車は、なるべく路上に止めずに駐車場へ入れること。また、時間の長短に関係なく必ずドアロックすることと車内に物を放置しないこと。

(5) 車を購入するときは、必ず盗難防止装置を付けるとともに、なるべく一般庶民の人気のない車種を選んだ方が良い。当地で人気車種で、かつ、多く盗まれている車はサンターナ、エスコート及びモンザ等である。

(6) 自動車に乗り込むときや自動車から降りるときは、必ず周囲の安全を確認すること。

(7) 後方車両等に追突された場合等事故にあった時は、相手の動静が確認できるまで降りないこと。(盗難車をわざと追突させ、相手方の精神的動揺に乗じて金品を強奪する例がある)。

(8) 自動車運転中は、不審な車両が追尾していないか後方を確認し乍ら運転すること

。(9) タイヤがパンクした場合は、最寄りのガソリンスタンドに入るか、又は、安全と思われる場所（例えば、ガードマンが警戒しているスーパーの駐車場等）まで行った上、交換すること。

(10) 信号待ちする場合は、なるべく人の腕が入らない位まで窓を閉めた方が安全である（特に信号待ちでの腕時計、ネックレスを窓ごしに引ったくられるケースが多発している。）

### 3. バスにおける留意事項

(1) バスに乗車した際、すいているからといって安心せず、ハンドバック、リュックサック等は胸のところで抱えること。（リュックサックを背中に担ぐと、後ろからナイフでサックを切られ、中の物を盗まれる。）

(2) 必要以外は乗降口に立たないこと。

(3) 貴重品や高価な品物を持ってバスに乗車しないこと。

(4) バス乗車中はなるべく居眠りしないこと。

(5) バス乗車中は、財布を入れているところ等に神経を集中させスリにあわないようにすること。

### 4. タクシーにおける留意事項

(1) 2ドアのタクシーに乗るときは、後部座席に乗った方が安全である。

(2) タクシー料金の支払は、必ずタクシーの中で済ませ、タクシーを降りてからのやり取りはしないこと。

(3) 最近観光客等が、運賃を不当に高く請求されたと思ひ込み、運転手とトラブルを起こすケースが見られるところ、前以ってホテルや他の人々に平均的運賃を聞いておくのが良いでしょう。

(4) タクシーを降りるときは、つり銭や財布を手を持って降りないこと。

(5) タクシーに乗ったとき、運転手が料金メーターを倒したかどうかを必ず確認すること。

(6) 運転手が故意に遠回りすることもあるので、乗車中は常に道順を確認すること。

(7) 女性一人だけのタクシー乗車はできるだけ避けること。

(8) グァララピス空港で待機している白タクシーの場合、タクシー券売場でチケットを買う。

### 5. 銀行における留意事項

(1) 銀行へ行く場合は、なるべく短時間で用事が済むよう心掛けること。もし、銀行に強盗が押し入ってきたときは、逃走を図ったり、大声を発したりすることはせず、無抵抗の方が安全である（逃げられるチャンスがあれば別であるが、その可能性はほとんどない）。またピストル等を乱射したら銀行内に押し入ってきたときは、そのときの状況によるが直ちに床に伏せた方が安全である。

(2) 銀行盗難の多くは、まず最初にガードマンを制圧又は殺害する。従って、ガードマンの近くは危険であるのでなるべく近寄らないこと。

(3) 銀行から出てきたあとが特に犯罪被害に合いやすいので、家等に帰りつくまでは細心の注意をはらうこと。

### 6. 家庭における留意事項

(1) 自宅に誰かが尋ねてきた場合は、相手の身元を十分確認すること。また、玄関のドアには必ずのぞき穴及び鎖錠を設置すること。

(2) アパート等に入居した際、ドアの鍵を全部取り替えることが望ましい。

(3) アパートに入居している者は、注文品、花、手紙などの配達ものはなるべく管理人を通じて受け取ること。

(4) 鍵は、信用のある女中といえどもみだりに与えたり預けたりしないこと。

(5) 外出するときは、必ず戸締りとガスの元栓を確認すること。

(6) 隣人とは良好な関係を保ち、万一の場合に備えて緊急ときの合図や連絡方法を決めておくのも一案である。

(7) アパートを選ぶ場合はなるべく上層階の部屋を選ぶこと。(2階(1. andar)のアパートに、空き巣泥棒が窓に梯子をかけて侵入したケースがある。)

#### 7. 観光に関する注意事項

(1) ホテルを選ぶ際、いかがわしいホテル、乃至星なしホテルは避け、極力名の通った所を選ぶのが良いでしょう。

(2) 貴重品は、できるだけフロントのセキュリティボックスに預けること。

(3) ホテル・レストラン・空港・劇場等では、荷物等から決して目を離さないこと。

(4) 外国人観光客が来訪するカーニバル期間は、泥棒も絶好の「稼ぎ時」と考えており、カーニバルパレード会場へは必要最小限の現金のみを持って出かけること。

(5) 婦女子乃至子供連れでサッカー観戦に出かけるのは避けた方が無難でしょう。スタジアムでは、指定席に座るようにすること(特に一般席のグランド周辺は、爆竹、花火、ゴミが上部席から投げ込まれるため、大変危険です)。

#### 8. その他の留意事項

(1) 外国人身分証明書(セツラ・デ・イデンチダーチ・パラ・エストランジェイロ)は常時身から離さず携帯すること。

(2) 両手に袋やバックを下げて歩く事は非常に危険である。特に、買物をするときは品物の量に配慮すること。

(3) 人前で現金をちらつかせないこと。また、買物をするときは事前に検討し必要な分だけお金を持って行くことを心掛けること。

(4) 当地の警察官は給料が安く、また社会階層の低いものになっているためか警察官による犯罪が非常に多い。相手が警察官だからといって決して安心しないこと。

(5) 強盗にあった場合は、抵抗せず相手のいうとおりにした方が無難である。一寸でも変な態度をとると相手は容赦なく拳銃を発砲してくることを忘れないこと。ただし、自分から背広のポケット等に手を入れて財布、現金を取り出さないこと(財布等がある場所をゆっくり指で指し示し、相手に取り出させること)。なお、外出するときは、自宅まで帰れる位のタクシー代あるいはバス代を相手にわからないように隠しておくこと。例えば、靴下の中、靴の中、札入れバンド、ズボンの内側ポケットの中に札を入れておく等。

(6) 強盗におそわれた際、相手の子供だからと云って安心しないこと。12歳位の子供でも平気で殺人を行う。

(7) 外出するときは、親しい友人あるいは同僚の電話番号を記したメモを携行するとともに電話コインも必ず持って出かけること。

(8) 外出中に事故に巻き込まれた場合や意識を失った場合に備えて姓名、住所、緊急連絡先、血液型を記入したカード等を携帯し外出した方が良い。

(9) ポア・ピアージェンビーチ等では、外国人観光客相手になれなれしく甘言を用いて近づいてくる麻薬販売人が少なくありませんが、単なる好奇心から手を出すことは絶対に避けること。

(10) 暴力スリ(トロンバ、ないしトロンバジーニョ)の特徴、溜り場、手口等は次のとおりである。

##### (イ) 一般的特徴

(a) 年齢12~25歳

(b) ジーパン、ナイロン又は皮の上着

(c) カラーシャツ又はグラビア等が描かれた派手なシャツを着用

(d) テニスシューズ

(e) たばこをくわえている

##### (ロ) 溜り場

(a) 繁華街の通り、広場

(b) 鉄道の駅、バス停

##### (ハ) 手口

(a) 壁又は扉にもたれた獲物を見つけている。

(b) 獲物を見つけると仲間に合図し、獲物を両側から囲むようにして歩き始める。そ

して、通りすぎるように見せかけて故意に獲物に体当たりした上、地面に倒れたところを素早く他の仲間が時計やバック等を奪い取って逃走する。

(c) 女、子供、年寄に関係なく成人男子をもねらう。

### <3>誘拐、テロ対策

最近南伯で誘拐身代金支払事件が多発しており、当地においても身代金目的の誘拐事件が発生し始めております。私達も今一度当地におけるこれまでの生活行動等を振り返り、誘拐、テロに対する警戒を強める必要があります。

#### (A) 一般的留意事項

##### 1. 家庭における安全対策

(1) 訪問者があった場合は、その人物の身元がハッキリしない限りドアは開けないこと。玄関ドアにはのぞき穴やチェーン錠を必ずつける。鍵は家族の者だけ持ち女中等には渡さないこと。

(2) 近所をうろついている見知らぬ人物には、常に警戒心を持つこと。特に家の周辺を偵察しているように思われる人物、車には気をつける。

(3) 近所に駐車している車があり、その車に人が乗っている場合は、その人物の行動に注意を払うこと。

(4) 知らない人には家族の外出状況を教えないこと。

(5) 予期しない小包は受取らないこと。この種の物は、常に疑いの目をもって取扱うこと。

(6) 家族の所在はいつも知っておく。それぞれが普段の予定より遅れることがあれば、必ず電話を入れること。

(7) 毎週同じ曜日、同じ時刻に買物に出かけない。

(8) 子供がいる家庭では、子供の送迎時間が大概決まっているので、特に注意を要する。

(9) 毎週同じ曜日の夜に外食しないこと。また、なるべく同じレストランでの食事は避けること。

(10) 住宅の電話番号は電話簿にのせないこと。

##### 2. 勤務先での安全対策

(1) 従業員の身元、交友関係等を定期的にチェックする。

(2) 警備員を雇用し来訪者のチェック、巡回を行わせる。

(3) 定期的に安全に関するブリーフィングを行う。また、警備担当者を定め、警備員に対する教育、訓練、電話交換手、秘書に対する教育・訓練を行わせる。

(4) 外出するときあるいは退社するときは、キャビネット等に必ず鍵をかけるとともに、重要書類を机上等に放置しないこと。

(5) 掃除人は身元がしっかりした者を雇用し、掃除も監視下のもとで行わせる。

(6) 訪問者に事務所内を勝手に歩き回らせないこと。

(7) 役員の外出入や所在を訪問者に明らかにしないこと。

(8) 勤務先の周辺をうろつく人物及び勤務先前又は付近に駐車してある車には十分注意する。

(9) 所有者や出所不明の小包等が事務所内あるいはその近辺に置いてあった場合は、手を触れずに警備担当者等に連絡する。従って、常日頃から事務所内の整理、整頓に心掛ける。

(10) 会社内の出来事や役員の動静については、むやみに話さない。特に役員の出張、私事旅行計画。

(11) 電話をかけてきた人物に、会社役員の名前や居場所又は私宅住所、電話番号等について聞かれた場合は、上司の許可を得てから答えること。

(12) 盗聴器等が仕掛けられている可能性があるため、定期的に事務所内をチェックする。

- (13) なるべく誰もいない時間帯に事務所に行かない。
  - (14) 出、退社の時間、道順は一定にしない。
  - (15) 出張、私事旅行計画等はなるべく少人数の者しか教えない。また出張、私事旅行計画に関する書類等は机の上に出したままにしておかないこと、更に電話での出張、私事旅行の話し合いは避ける。
  - (16) 本社役員等の当地訪問についての新聞発表はなるべく避ける。
  - (17) パーティー等に出席する者のリストは公表しない。また、役員の写真は可能なかぎり撮らせない。
  - (18) 同じレストランばかり利用しないこと。
  - (19) 配達された郵便物には細心の注意払う。次の場合は特に注意する。
    - ◎小さな郵便物にもかかわらず重量がある。
    - ◎弾力性がある。
    - ◎ワイヤーかひもが突き出ている、取付けられている。
    - ◎変な臭いがする。
    - ◎バランスがとれていない。
    - ◎カード等の材料で中を堅めているもの。
    - ◎不要な郵便物に誤って水などをこぼさないこと。
3. 外出時の安全対策
- (1) 社用車が数台ある場合は使用車を特定しない。なお車庫はつねに監視下におくこと。
  - (2) 駐車してあった車を発進させる際には、運転手にその都度爆発物が仕掛けられていないか入念に調べさせ（マフラーのパイプ、フェンダーの内側、後部座席等）ブレーキ及びエンジンの作動を確認し異常がないと確認されるまで車に近づかないようにする事が望ましい。自ら運転する場合もその都度点検する。
  - (3) 時間の長短にかかわらず、車を駐車するときは必ずドアロックをすること（出来るだけ路上駐車はしない）。
  - (4) 常に不審な追尾車、オートバイがないかどうか確認したら運転する。
  - (5) ガソリン、エンジンオイル、ラジエーターの水の量は常に点検し、走行途中で切れる事がないよう注意すること。
  - (6) 夜遅くからの外出は避ける。必要なら必ず最低二人一組になって外出すること。また、暗くなってから辺りな所や田舎等には行かない。
  - (7) 道路工事などがあれば徐行したり、車を止めたりしなければならぬので、道路状況の情報収集に努めること。
  - (8) 信号機の多い道路、渋滞しやすい道路は避けること。
  - (9) ヒッチハイカーをみても車を停めない。また、道路で騒ぎがあっても停めてみないこと。
  - (10) 運転中考え事をしたり、カーラジオを聞いたり、同乗車と話しをしたりしても我を忘れないこと。運転手に運転させている場合でも、運転手にまかせっきりでなく自分も警戒心を持つこと。また、乗車中の読書等はなるべく避ける。
  - (11) 道路に止めてある車やトラックに注意すること。もし、数人の男が乗っているようなら、なるべく避けて全速力で走りぬける。
  - (12) 運転している時は車間距離を十分保ち、前の車が急停車してもその脇を通り抜けられるようにする。また、できるだけ道路の真中（車線）を走ること。
  - (13) 自宅、事務所を出る前に、必ず周囲の状況を確認してから出ること。
  - (14) 判で押したような出社、帰宅、外出はしない。
  - (15) 淋しい道は避け、交通量の多い道を走る。危険な地域、用のない地域に入らない。

(16) 車を発進する前に、周囲に針などのとがったものがないか、前方に障害物がないかを確認する。

#### 4. 運転手に対する教育

運転している時も停・駐車している時も、常に周囲の状況の監視を怠らずあらゆる現象から誘拐犯罪が行われそうであるということを早目に察知するように教育する。また非常事態に直面した場合には冷静かつ臨機応変に最善の対応が出来るように平素から熟練させる。

運転手は、事にあたっては上司と運命をともにする気構えがなければならず、また緊急の瞬間にもその持場を離れず上司と一緒に犯罪に立ち向う勇気を持ち合わせている人物であることが必要である。

運転手にはハンドルという武器があることを忘れず危険な状況下にあっても冷静沈着に運転し、瞬時たりともこれを放棄することがないように教育すること。

#### 5. 女中に対する教育

女中は、できるだけ信頼できる人の紹介を経た身元の確かな信用のできる者を選び、次のことを実行するように教育する。

(1) 一寸の間だからといって、扉の錠をかけずに開け放しにして外に出ぬこと。

(2) 訪問者があった時はのぞき窓より相手を確認するとともに、不審な同伴者はいないか、あるいは付近に不審者がいないかを確認する。

ドアを開けるときは、一旦鎖錠をかけたまま開け、相手の容姿等全体を確認した後、鎖錠をはずす(ただし、事前に主人の許可を得ること)。

(3) 物売り、配達人等が来た場合

(イ) ドアを開けずに会社名、用件を聞き主人に伝える。

(ロ) 予期せぬ品物を届けにきた配達人に対しては、その品物を扉の外に置くよう伝え、送り状はドアの下から受け取りサインする。配達人が立ち去り周囲に不審な者がいないかを確認しドアを開け品物を入れる。

(ハ) 物売りは通用口で対応する。ただし、なるべく相手にしない方がよい。

(4) 修理人、工事人等が来た場合

(イ) 相手を確認し、主人にその旨を告げ指示を待つ。

(ロ) この様な場合は、事前に、いつ、誰をという連絡があるのが普通である。連絡のない場合は疑いを持つ。

(ハ) 先方に誰の家を尋ねているのかを言わせる。違っている場合は、ただ、“NAO”と言う。当方の名を言ってはならない。

(5) 電話の対応

(イ) 受話器を取ったら相手が話をするまでだまって待つ。

(ロ) 間違い電話の時は「電話番号が違います」とだけ言って電話を切る。当方の電話番号、住所や主人の名前を相手に言わない。

(6) 主人のこと、家族の事については他人に話さない。たとえ、自分の親族であっても次の事を話してはならない。

(イ) 主人の名前、職業、家族構成等。

(ロ) 主人の習慣、出勤、帰宅時間、勤務先、子供の学校、防犯装置の有無、家の構造等。

(7) 子供を散歩させるとき

(イ) 乳母車を店の入口、垣根の近く等人通りに近いところに置いてはならない。

(ロ) 急用が起きた場合でも知らない人に子供を預けてはならない。また、小さな子供に預けることも危険である。

(ハ) 子供を道路で遊ばせない。常に目の届くところで遊ばせる。

(8) 次の場合は主人(夫人)に話すこと。

(イ) ドア付近に不審な物が置いてあったとき。

(ロ) 家の周囲に見馴れぬ自動車、トラックなどが長い間停っていたり、しばしば停っているようなとき。

(ハ) 不審な男が家の周囲をはいかいしているとき。

(ニ) 尾行されたとき。

(ホ) 主人の家に友人、親族を尋ねて来させない。ただし、緊急の場合で親族が尋ねて

来るときは主人に話す。

(へ)恋人、男友達については隠さずに話す。

(B) 車で走行中に襲われたときの対策

1. 2台の車に進路をブロックされたとき

(1) このような場合には、停車、後退せず相手に向かって行くべきである。従って減速せず、急加速し右又は左の障害車のどちらかに自己の車を衝突させる。この方技によって逆に相手側に脅威を与え、かつ相手側の車を衝突によって排除することができる。そのためには、真正面より衝突するのではなく斜めに衝突するのが有効である。この時重要なのは、逃げ道を確実につくれるか否かであるため、かなり加速しなければならない。衝突に際しては、方向を失わないようハンドルをしっかり握る。

(2) 夜間襲われた場合は、前照燈を上げ相手側に目暗み及び不安を与え、その間相手側の行動を遅らせる。当方はできるかぎり敏速に行動し、最も近い車に前述のごとく衝突させる。衝突を恐れるのが普通であるが、意識して衝突するときは案外安全なものである。

(3) なお、ブロックされているところまで距離がある場合は、急停車、又はUターンして何らかの方法にて逃げることを考える。また、ブロックしている車のどちらかに歩道があるときは、歩道を乗り上げて逃げ道を確保することである。

2. 2台の車に追跡されたときの対策

2台の車に追跡され追いつかれた場合、まず逃げるように見せかけ、直ちに急加速し、その後急ブレーキをかけ更に追突を避けるため、左右にハンドルを切るか、又はUターンをし追跡車を追い越させる。

3. 拳銃等武器を持っているものに追跡された場合

(1) 最も効果的な方法の一つは、急ブレーキをかけ、相手側に衝突させることである。当方はトランクを損傷するが、相手側の車は操縦部およびエンジン部を損傷するので、衝突後の逃げ切りには有利である。但し、追突時に起こるムチ打ち症防止のため、後頭部を座席の背もたれに密着させる。

(2) 追跡され、平行に並んだときに停止を命じてくる瞬間であるが、その時それを無視し、直ちに接触または衝突を図るため、左右への急ハンドル、接触、衝突音は多くの者の注意を引き付け、多くの証人を得ることができる。衝突に際しては、相手の車を転倒させることまで考慮する。

4. 発砲されたときの対策

前方又は斜目より発砲された場合、左右に急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行い、相手側に発砲チャンスを与えない(発砲者は度々姿勢が変わるので撃ちづらい)。最も効果的な方法は相手側の車に直接衝突することである。

5. 相手側の車を破壊、損傷させるための車の扱い方

(1) 相手側の車が側面を向けて進路をブロックしているときは衝突によってそれを横転させる。

(2) 相手側の後部側面の一部とこちら側の前照部が接触しているときは、強引に押しかえし逃げ道を作る。

(3) 前方バンパーに相手側の後方バンパーが乗っているときは、転倒させる。

(4) 前輪の泥よけに衝突すれば相手側の車を操縦不能にさせることができる。

(5) 車の前面を損傷することは、後方を損傷することよりダメージは大きい。

(C) 誘拐されたときの心得及び誘拐事件に備えて

1. 誘拐されたときの心得

(1) 捕らえられて孤独な状況におかれても家族、関係者、所在地国当局、わが国官民など多くの人々が一体となって安全な救出に努力していることを忘れず、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着を心掛け情勢を有利に導くよう努力する。

(2) 犯人は一見理性的で分別のある人柄に見えても決してノーマルな行動をすることを許してはならない。

(3) 犯人の指示にはできるだけ従い、挑発したり無用の刺激を与えないようにし、特

に肉体的争いは絶対にしない。

(4) 一般的にいつて逃走のチャンスはないと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の最善のチャンスがある場合以外は逃走を計らない。

(5) 家族、友人、会社のことはできるだけ話さない。

(6) 連行される際は移動時期、方向、速度、距離を記憶道標、臭、声、音を含むすべての外界の動きに注意する。

(7) 犯人の容ぼう、性格、動作や言葉の特徴に注意する。

(8) 犯人とある種の相互理解の雰囲気をつくると有利なことがある。

## 2. 誘拐事件に備えて

(1) 普段から自分の身元を明らかにする必要書類（旅券・保険関係書類、在日の連絡先リスト等）及び医療関係記録（病歴、血液型、常用薬名とその入手先、持病、かかりつけの医師名等）を整理し、これらの所在を同僚、家族に判るようにしておく。

(2) 特に身代金支払い問題については相談あるいは委任する人物を定め、その旨を限られた同僚、家族に知らせておく。

(3) 会社役員全員の写真（最近のもの）を数枚と、特徴をファイルしておく（事件発生後、警察等に配ることが出来る）。

## <5>おわりに

色々述べてきましたが、御参考になりましたでしょうか。実際のところ、海外生活体験のある方々ならば、どの事項も「当然わかりきったこと」ではないかと思えます。

しかし、一般に犯罪は常習的に行われ、その場合、犯人は意識的あるいは無意識に同じ手口を繰り返すことが大半です。従って、上述の手口と同じ、乃至似通った犯罪が身近で起こり得るという警戒心を持ち、普段から犯罪についての関心を持って対処していくことが大切です。

また、当総領事館は在留邦人の多いレシフェ市及びサルバドール市に安全対策連絡協議会を設置しています。レシフェでは定期的に会合を開き治安、防犯対策につき意見交換を、またサルバドールでは進出企業の連絡会として密接に連絡をとりあっています。

万一、不幸にも被害に遭遇した場合、小さな被害であっても警察及び総領事館へは必ず御連絡下さい。なお、現金、小切手等の場合と異なり、旅券、身分証明書類の盗難にあっても、すぐに諦めてしまわずに少し様子を見る方が良いでしょう（後で、ドキュメント類だけ出てくる場合が多いですから）。

## (付属)

### 緊急連絡先

- |               |                           |
|---------------|---------------------------|
| (1) 警察        | 221-2112                  |
| (2) 救急車       | 192 または231-2229           |
| (3) 火事        | 193                       |
| (4) 病院 (岡崎医院) | 221-4795<br>339-3469 (自宅) |
| (5) 電話番号問合せ   | 105                       |
| (6) 国際電話申し込み  | 104                       |
| (7) 日本国領事館    | 224-1930 224-2059         |

(住所) AV. DANTAS BARRETO, 191 3-andar  
SANTO ANTONIO, RECIFE, PE

(勤務時間) 月～金 午前 8:00～12:00  
午後 14:00～17:00



## KAN00010 ペルー【安全の基礎】

ペルー共和国

Republic of Peru

(注) 1994年1月15日現在、ペルーには非常事態宣言地域等危険地域に渡航自粛勧告が、その他の地域に観光旅行自粛勧告が発出されている。

### 出入国時の留意事項

#### ●査証

日本とペルーには査証免除取極が結ばれているので、滞在3カ月までの観光の場合は査証は不要である。観光の場合は、さらに2カ月(1カ月ごとに2回申請)の延長が可能で、延長には特別の理由を記す必要はない。なお、例外的に、さらに30日延長も可能である。就労、宗教等の査証取得による滞在の場合は1年から3年が付与される。ただし、就労は就労査証取得のうえ外国人登録手続を行って外人証をもらい、初めて可能となる。就労許可が下りないケースは、労働省で定めている現地人に対する外国人の占める率が一定以上のときか、雇用する会社の資本金等が条件を満たしていないとき等である。

#### ●出入国審査

旅券の期限をチェックするのみである。万一旅券の期限が切れていた場合は、当人を乗せた航空会社に対して罰金を課し、当該会社の責任で、国外退去となる(外人法第25条)。当人を逮捕、拘留することはない。

#### ●外貨申告

今のところ、一切コントロールはない。

#### ●通関

荷物は入国審査システム(SISTEMA ROJO VERDE:シグナルボタンを押して赤は開砲、青は素通り)でチェックされる。特に家電製品の持ち込みはチェックが厳しいので、到着前にあらかじめ機内で配られる用紙に当該品があれば申告すること。申告を怠ったことが発覚した場合は、没収されたり、引き取るためには税金を支払ったり、面倒な手続きを経なければならないので、最初から正直に申告すること。また、持ち込みが許可されていても個人が使用する範囲を超えていると判断される品物は、没収されるおそれがあるので、あらかじめ使用目的を申告して許可をもらうこと。持ち出し禁止品は文化財を主にその対象としている。税関での携行荷物検査の際、悪質な係官がいる場合もあるので、くれぐれも荷物から注意をそらさないこと。持ち出し禁止品ではないが、「コカの葉」および「コカ茶」は日本国内への持ち込みが禁止されている。

### 滞在時の留意事項

#### ●旅行制限

ペルーが旅行を制限している地域はない。しかしながら、非常事態宣言地域(治安維持の項参照)への旅行および同地域を経由するバス、鉄道の利用は危険が伴い、特に山岳部では外国人であるというだけの理由でテロリストに殺害された事例があるので、今後も非常事態宣言地域への旅行はぜひとも避けるべきである。

ペルー国内を旅行する場合には、空路を利用して安全な都市間移動に限定することが必要。また、首都リマ市にも非常事態宣言が発令されているので、リマ市内のサン・イシドロ地区、ミラフローレス地区等、比較的安全な地域に限定して行動することが望ましい。

#### ●写真撮影の制限

鉱山、空港、鉄道の駅、軍施設、エネルギープラント、警察施設、石油関係プラント、博物館などは撮影禁止となっている。

## 各種取締法規に関する留意事項

### ●麻薬

麻薬の取り締まりは特に厳重に行っており、違反した場合、2年から最高15年の禁固刑に処せられる。

### ●不法就労

給料をもらえば不法就労と見なされ、国外退去となり退去期限日が旅券に記入される。ただし逮捕、拘留はされない。監督を行っているところは、法務省入国管理局と国家警察外人課。

### ●治安維持

1993年10月現在、次の地域に非常事態宣言が発令されている。

アプリマック全県、アヤクチョ県（レカナス郡、ワマンガ郡、カンガリヨ郡）、カリヤオ特別郡、ワンカベリカ県（カストロ・ピレイナ郡、ワイタラ郡、ワンカベリカ郡）、ワヌコ全県（マラニオン郡ワクラチュコ地区を除く）、フニン県（チャンチャマイヨ郡、サテイボ郡、コンセプション郡、ワンカーヨ郡、ハウハ郡）、リマ全県、ロレト県（ウカヤリ郡、アルト・アマゾネス郡ユリماغアス地区）、パスコ全県、プーノ県（アサンガロ郡、メルガル郡、カラバヤ郡、サンディア郡、サン・アントニオ・デ・プチナ郡）、サン・マルティン全県、ウカヤリ県（コロネル・ボルティリヨ郡、パドレ・アバト郡）、ピウラ県（ワンカバンハ郡）、アンカシユ県（ユンガイ郡、カルワス郡、ワラス郡、レクアイ郡）

### その他特殊取締

リマ市内のプエブロス・ホーベネスと呼ばれる貧民街地域、犯罪者の多く集まるメルカード（市場）やいかかわしいホテル等では、軍や警察による臨検、市内においても治安対策の観点から、警察による検問等がある。その際、身分証明不携帯者等が拘留されることがあるので注意すること。旅券は常に携行すべきであるが、盗難、紛失等に注意すること。

### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

チップの習慣があり、空港およびホテルでのサービスに対しては荷物1個1回につき0.25～0.5米ドル相当の現地通貨を与える。食堂でのチップは、勘定にサービス料が加算されてはいるが、さらに若干のチップ（5%程度）を置くのが普通。タクシーに乗ったときなどはチップを与える習慣はない。

タクシーは白タクが一般的である。料金メーターがなく、料金は乗車の際に確認し、場合によっては交渉して決める。外国人に対しては、不当に高い料金を請求することもあるので、注意すること。なお、一流ホテルには距離に応じて料金を設定している正規のタクシー（エスタシオン）が出入りしているので、安全面等を考えて、それを利用することを勧める。

車の通行は右側通行で、リマ市内の制限速度は時速60キロであるが、ほとんど守られていない。市内は一方通行となっているところが多いが、表示が不明で逆行することも多い。交差点は信号のあるところは信号に、警官のいるところはその指示に、それ以外については優先表示に従わなければならない。道路には穴が多いなど、道路事情が悪いうえ運転マナーも悪く、タクシーやバスが至るところで停止したり、故障のため路上で停止したままの車両があったり、信号無視や、不意のUターン・車線変更をしばしば行うことがあるので、車には十分注意が必要。

公衆電話は、硬貨ではなく、リン（ホテルの売店、市内では雑貨屋で購入）と呼ばれる特別コインを用いる。

生活スタイルは、都市部では西歐化されているが、山岳地帯、熱帯雨林地帯では、いまだに伝統的な生活を維持しているところもある。国民性は他の中南米諸国に比べ、一般的

におとなしい。時間にルーズな面があり、日本的な習慣で時間に厳格になりすぎると、イライラの種になりかねないので、万事おおらかに構えること。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

##### (テロ活動)

ペルーが抱える問題のひとつにテロ活動がある。1980年に武装闘争を開始したペルー共産党「センデロ・ルミノソ」(SL)と1984年に武装闘争を開始した「トゥパック・アマール革命運動」(MRTA)の2大テログループが過激なテロ攻撃を繰り返しているが、特に1992年秋以降、状況は改善しつつある。

主に政府関係、軍、警察施設および外交施設、外国企業等に対する爆弾テロや要人の殺害、誘拐等のテロ攻撃を続けている。日本関係では1987年3月の東京銀行リマ支店長銃撃事件、同11月の日産自動車工場襲撃事件、1990年11月のフニン県における日本人殺害事件、1991年7月のワラル野菜生産技術センター襲撃および日本人専門家3名の殺害事件、1990年12月1991年4月および1992年12月の日本大使館爆弾攻撃が発生している。

日本はテロ攻撃目標のひとつになっていると見られており、今後のペルー旅行に関しては、渡航情報等最新の情報により十分慎重に行動する必要がある。

##### (一般犯罪)

ペルー国内の経済情勢の悪化に伴い、治安情勢も悪化しており、スリ、ひったくり、置き引き等が頻発しているため、見物、買物、空港での入国手続等の際には次の点に注意が必要である。

空港付近で親切を装って旅行者に近づき、金品を巻き上げるといった犯罪集団がいるので注意すること。

現金、宝石、アクセサリ類などの貴重品は持ち歩かず、ホテルのフロント(セーフティ・ボックス)に預けておくこと。やむを得ず持ち歩く場合には、カバンに入れるなど、人目に触れないようにすること。現金は財布だけでなく、ポケットなどに分散する。

ショルダーバッグやハンドバッグは切り取られることがあるので注意すること。窓口やカウンターでの手続き中に、足元に置いたポストンバッグ等がなくなるケースもある。夜間に外出する際は一人歩きは極力避け、またにぎやかな表通りだけを歩き裏通りには入らないこと。

##### (出国時におけるトラブル)

航空会社の空港カウンター、機内持ち込み荷物の検査所、搭乗待合室等で、麻薬および密輸品の検査官と称して乗客をトイレや個室等人目につかない場所に連れ込み、身体検査、荷物のチェックを行う者がいる。巧妙に旅行者の目をそらさせ、携帯品を抜き取ったり、金をせびることがあるので厳格な態度をとる等十分注意する必要がある。

#### 健康上の留意事項

リマは南緯12度にあるがフンボルト寒流の影響から、夏期(11月~4月)でも28度を超えず、冬期(5月~10月)は12度以下にはならない。また、1年を通して湿度が高く、砂漠からの土埃も多い。特に冬期は曇天が続き、底冷えがするため体調を崩しやすい。太陽の出る日にはなるべく太陽にあたるよう留意するとともに、毎日の入浴と帰宅時のうがいを励行することが望ましい。

従来、夏には腸チフス、A型肝炎など経口感染症が多かったが、1991年にはコレラの流行があり、今後数年間の再発生は免れないと予想されている。一般の食堂、露店等は不衛生なところが多いので勧められない。特に生水は避けたほうがよい。生野菜、生海産物については、一流レストラン以外では避けたほうがよい。飲料水は瓶詰の「アグア・ミネラル」が安全である。なお、氷には生水を使用している例が多いので、ジュースや水割りにはなるべく氷を入れないようにする。

その他、結核、エイズなどの非経口感染症も急増しつつあり、成人病等の慢性疾患がある人は重症化しやすいので、特に注意する必要がある。

緊急時の連絡先

(警察)

緊急時 Tel.105

国家警察第29署 (パトロール) Tel.33-3333, 32-6688

観光警察 Tel.71-4313, 31-8171, 71-4579

(消防) Tel.72-3333

(病院)

Policlinico Jesus Maria Tel.63-1644, 61-1151

Clinica Anglo Americana Tel.40-3570, 41-7636

ペルー赤十字 Tel.47-9431

緊急時の言葉

(スペイン語)

「泥棒」=ラドロソ

「助けて」=アウシーリオ

「警察」=ポリシヤ

「パトカー」=パトウルジェーロ

「救急車」=アンブランシヤ

在外公館アドレス

●大使館

在ペルー大使館

Embajada del Japon, Avenida San Felipe 356, Jesus Maria, Lima, Peru  
(Apartado No. 3708)

Tel.63-0000

●総領事館

在リマ総領事館

Consulado General del Japon

住所は大使館と同じ

Tel.63-9121, 63-9144, 63-9854

KAN00010 ペルー「防犯の手引き」  
防犯の手引

平成4年10月  
在ペルー日本国大使館

在留邦人の皆様には、ペルーへの赴任前あるいは転勤前に、各社、各関係機関より治安対策について種々のアドバイスを受け、また、当地においても前任者等よりそれぞれ当地の実情等の情報を得ているものと思われませんが、大使館（総領事館を含む）と致しましては在留邦人の保護、安全対策の上から、防犯の手引きを用意してありますので、皆様の情報・資料と併せ御一読頂き参考として頂ければ幸いです。

海外で生活する場合、その国の法律に従って生活し、その保護を受けることとなります。つまり、ペルーにいる外国人は第一義的にペルー官憲の保護を受けることとなりますが、特に不法、不当な扱いを受けた場合は、大使館としてペルー官憲に善処を求めることとなります。また、大使館としましては皆様の安全確保に留意し、情報収集と提供、官憲に対する協力要請等、対応策をとりますのでいつでも相談して下さい。

本手引につきましては、疑問点、ご質問等ありましたらどんどんお寄せ下さい。また、本手引は外部の人に渡らないよう大切に保管して下さい。

## <1> 日常の防犯・テロ対策

### 1. 基本的な心構え

海外生活は、色々な点で日本での生活とは異なります。日本は外国に比し犯罪も少なく、治安のよい国であるだけに、外国ではこれらの点に一層注意する必要があります。

ペルーでも、近年、強盗、恐喝、空巣、誘拐等の一般犯罪及び殺害、爆弾事件等のテロ事件が多発の傾向にあり、それらの被害に遭遇した在留邦人も少なからずおります。

どの国でもその国に住んでいる人の安全を守るのは、その国の政府の役割・責任ですが、各人においては、常日頃から、自分の安全は自分で守る、という意識と姿勢でいることが肝要で、特に次の点に注意すべきでしょう。

- (1) 用心を怠らない
- (2) 行動を予知されないようにする
- (3) 目立たないようにする

### 2. 一般的諸注意事項

(1) 外国人登録書（カルネ・デ・エストランヘロ）は、ペルーにおける唯一の身分証明書ですから、自宅から出るときは、必ず携帯して下さい。念のため、コピーを保管しておくことをお奨めします。また、紛失したり、盗難されないよう十分注意して下さい。

#### (2) 自宅について

(イ) サン・イシドロ、ミラ・フローレスなど比較的安全な住宅街を選択し、セントロやプエブロ・ホーベンに近い地区は避けるべきです。

(ロ) 防犯面からは、独立家屋よりアパートが望ましい。

(ハ) アパートの場合、門番による出入管理が徹底し、駐車場も外部から見えない構造で、電動扉を備えるものが望ましく、また、空き巣防止の点から3階以上の部屋が望ましい。

(ニ) 玄関の扉には覗き窓及びチェーンを付け、内側から開けるときは必ず外部を確認し、相手を確認するまでは扉を開けないようにする。

(ホ) 窓は常に施錠ができるよう良好な状態にしておく。

(ヘ) アパート等の廊下、玄関、階段、庭等は適切な明るさを保つようになっていることが望ましい。

- (ト) 未知の人を安易にアパート内や自宅の中に入れてない。
- (チ) 夜間外出の際、自宅の居間等の灯りを点けておく。
- (リ) アパートの出入口の管理は良好か常に点検する。
- (ヌ) ポルテーロ又は隣人等とは良好な関係を持つ。
- (ル) 住宅区域及びアパート内で空家の有無に注意する。
- (ヲ) 停電が続くことがあるので、防犯面、生活面から自家発電機付のアパートが望ましい。

(3) 電話について

- (イ) 電話帳に氏名・電話番号等を掲載しない。
  - (ロ) 電話番号を電話機に貼らない。
  - (ハ) 電話は寝室にも置く。
  - (ニ) 電話を受ける場合は氏名を名乗らず、相手を確認する。
  - (ホ) 出来るだけ子供に電話を受けさせないようにする。
  - (ヘ) 自宅の電話番号は信頼できる人以外には教えない。
  - (ト) 嫌がらせ又は悪戯電話は一方向的に切る。
  - (チ) 間違い電話の場合、その旨のみを伝え、氏名・電話番号は言わない。
  - (リ) 不安な時は電話番号を変更してもらう。
- (4) 鍵について
- (イ) 鍵保管が安全上重要であり、予備鍵が潜在的に最も危険です。
  - (ロ) 家屋の借用時、前の人の鍵の保管状況が不明の場合、鍵を全て交換するか新しい鍵を増やす。
  - (ハ) 鍵は予備鍵を含め員数を確実に掌握し、その所在を明確にしておく。
  - (ニ) 不要な予備鍵は作成せず、鍵を紛失した場合は新しい錠に交換する。
  - (ホ) 自宅内に直接通じる玄関の錠は二重三重にし、さらにかんぬき又はチェーンをつけるとさらによい。
  - (ヘ) 鍵又は鍵束には所有者の身元及び鍵の種類が半明するような印等は一切付けない。

- (ト) 使用人に鍵を渡さない。また、保管させない。
- (チ) 鍵を他人に預けることは極力避ける。
- (リ) 玄関の鉢植えの下等に鍵を置かない。
- (ヌ) 使用人を変更したら鍵を交換又は増設するのが望ましい。

(5) アラームについて

- (イ) 盗難又は侵入防止のアラームは家主との交渉により設置できれば望ましい。
- (ロ) アラームの作動状況を時折点検する。この際、外部にサイレン等が設置されている場合は、隣人等に予め連絡しておく必要がある。

(6) 使用人について

- (イ) 海外における事故の多くは使用人に起因しているので、採用前及び採用後もしばらくは身元調査を行うことが望ましく、常に動向に注意する。
- (ロ) 使用人に対しても十分に安全教育を行う。
- (ハ) 使用人の外出先、外泊先等は確認しておく。
- (ニ) 友人関係について承知しておく。
- (ホ) 使用人に対し仕事、外出先、帰宅時刻等不要な話はしない。
- (ヘ) 使用人の家族、知人を自宅内に入れてない。また、家族不在時に使用人の判断で家人以外のものを自宅へ入れさせない。
- (ト) 夜間、使用人に起こされても不用意に寝室の扉を開けない。
- (チ) 解雇は慎重に行う。
- (リ) 帰国が決定しても、早急には伝えない。また、電話等で不用意に家族の氏名、勤務先、動向等を答えないう教育する。

(7) 自転車について

- (イ) 通勤・買物等は時間帯・経路の変更を行い、一定パターンを作らない。

- (ロ) アパート又は自宅の玄関及び事務所正門付近に停車している車両に注意する。
  - (ハ) 車両には盗難防止用アラームを取付け、たとえ短時間の停車でも使用する。
  - (ニ) 走行時、窓はできるだけ全て閉めるようにする。開ける場合は風が入る程度にし、扉は全てロックする。
  - (ホ) 路上では不要な停車をしない。
  - (ヘ) 車両の流れの多い通り、又は、明るい通りを走る。
  - (ト) バック・ミラー及びドア・ミラーを常に注視し、尾行車両の有無に注意する。尾行されていると判断した場合、経路変更し、まっか警察署等に避難する（停止することは危険）。
  - (チ) 駐車は監視員のいる駐車場に駐車する。止むを得ず路上駐車する場合は周囲をよく確かめる。また、駐車時は座席には荷物を放置せず、トランク内に入れる。
  - (リ) 車内で待機する場合は安全と思われる場所を選び、窓は全て閉め、扉はロックし、短時間であればエンジンは切らないほうがよい。
  - (ヌ) 乗車する場合、車両の外部、周囲及び内部、特に後部座席を点検し、異常の有無を確認する。
  - (ル) ヒッチハイカーは男女を問わず絶対に乗せない。
  - (ヲ) 燃料は常時半分以上確保しておく。
- (8) 外出について
- \* 6月10日よりリマ市内は車による夜間通行制限令が発出されています。(夜10時より翌朝5時迄)
- 車で移動する際は、通行許可証が必要となります。
- (イ) 夜間、徒歩による単独外出は極力避ける。
  - (ロ) 外出先に集まる人々の服装に自分の服装を合わせる。
  - (ハ) 不要に高価な品物は身に付けない。
  - (ニ) 多額の現金を持ち歩かず、また、現金を人目に付かないように、かつ、分散して所持する。
  - (ホ) 随時周囲の人や状況に気を配る。特に、小さい子供を連れている場合はハンドバック等小物の盗難に注意する。
  - (ヘ) 敏速な行動をとる。
  - (ト) 人通りが多い所、明るい所を歩く。
  - (チ) 車道側及び裏通りは避け、歩道の中央を歩く。
  - (リ) 見知らぬ人から不意に話しかけられても立ち止まらない。
  - (ヌ) 利手は自由な状態にしておく。
  - (ル) 公衆電話用リン及び緊急連絡先を常に所持する。
  - (ヲ) プエプロ・ホーベンと呼ばれる貧民新興住宅街への立入は避け、また、セントロの他、危険とみなされる地域はできるだけ避けるようにする。
- (9) 旅行について
- (イ) リマ及びカリャオを除く非常事態宣言が発令されている地域への旅行は行わない。
  - (ロ) 地方への旅行は空路とし、自家用車を利用するときは安全なパンナムハイウェイ等を利用し首都圏以遠に車両で旅行する場合は、日中に行動し、日暮前には目的地又はリマへ到着するようにすることが重要であり、できれば複数車両で行動することが望ましい。
  - (ハ) 旅行先の治安状況を事前に把握する（大使館に問い合わせれば、持合わせの情報を提供致します）。
  - (ニ) クスコ、マチピチュなど安全な観光地以外はバス・鉄道等による移動はさける。
  - (ホ) 計画は慎重に行い、情報を多く入手する。
  - (ヘ) 旅行の前後に携行荷物及び自宅の物品を確認する。
  - (ト) 安全なホテル（三ツ星以上）に宿泊する。
  - (チ) ホテルからの脱出経路を確認しておく。

(リ) 旅行日程を同僚等信頼できる人に承知しておいてもらう。但し、不必要に多くの人に旅行を知らせない。

### 3. 一般犯罪に遭った時の処置について

一般犯罪に不幸にして遭遇した時にその対処を間違わないことが重要です。

#### (1) 現金・貴重品を盗まれた時

現金・貴重品が盗まれたら、戻ってくる可能性は非常に少ないが、いちらの望みを託して警察に届けておくことが必要です(泣寝入りをする人が多いのですが、泣寝入りをすれば、犯罪者は泣寝入りをするから見られる人、例えば日本人を更に狙う可能性があります。)

届けはPG警察署 (COMISARIA de la POLICIA GENERAL) 又は、PT警察署 (ESTACION de la POLICIA TECNICA) にします。調書作成後、国立銀行で所定の様式を購入し、所要事項記入後、届け出た警察署にこれを提出すれば盗難証明書を発行してもらえます。この証明書は、貴重品等に保険がかかっている場合、保険会社に対し所定の手続きを行う際に必要となります。車両や部品が盗難された場合も同様です。

#### (2) 身分証明書を盗まれた場合

警察に盗難届けを提出することは勿論ですが、盗まれた身分証明書の悪用を防止するために、身分証明書の発行先に連絡をして登録番号の無効処置を行う必要があります。その上で新しく身分証明書を発行してもらうことになります。

#### (3) 旅券を紛失した時

旅券を紛失した場合、若しくは焼失又は汚(破)損した場合は、総領事館に次の書類等を提出して、再発給を申請して下さい。

尚、再発給に際しては、外務省に照会するために約2週間を要します。但し、急ぎの場合は電報照会(費用申請者負担)で数日で確認できます。

(イ) 一般旅券再発給申請書 2通(総領事館にあります)  
(ロ) 写真(5cm四方) 2通(申請する日の前の6ヵ月以内に撮影されたもの。無帽、正面上半身、無背景のもの)

(ハ) 紛失届 1通

(ニ) 警察の紛失届受理証明書 1通

(ホ) その他指示されるもの

#### (4) クレジット・カード又は旅行小切手を盗まれた時

紛失した(盗まれた)クレジットカード又は旅行小切手の発給会社へのその旨を伝え無効手続きを一刻も早く行うことが重要です。その為、発給会社名、会社の電話番号、クレジットカード又は旅行小切手の発給番号及び有効期間等は手帳等に控えておくことが賢明です。

#### (5) 強盗・恐喝に遭った時

狙う相手は真剣ですので、全て命第一に行動することが大事です。相手は武器も携行していることがありますので、抵抗したり、相手の神経を逆撫するような行為、あるいは不用意に懐やポケットに手を入れる行為等(武器を取り出そうとしているものだと誤解される恐れがある)は避ける方が賢明です。万一に備え、命金となる程度の金銭は常に携帯すべきです。

異様な奮闘気が漂い始めたら、毅然とした態度をとり、店に入るとか、タクシーでその場を立ち去ることです。

#### (6) 空き巣に遭った時

まず、現場を保存しつつ何が盗まれたかを正確に記録することが重要です。この際、メーカー・色・型番等が分れば後日発見される可能性は高くなります。その後、所轄の警察署に被害届を出します。

#### (7) 交通事故に遭った時

その場の示談で済む場合も有りますが、被害者であろうと加害者であろうと、ラジオパトロール又は付近の警察に連絡して、然るべき処置をしなければなりません。また、保険請



求時には警察の証明書が必要となります。交通巡査や付近を巡察している警官を利用するのも一法です。また、盗難等では係わりを嫌う人が多いのですが、交通事故に関しては好意的に手伝ってくれる場合もあります。

さて、事故現場を保存することは勿論ですが、相互に免許証、身分証明書、保険証、車両の所有者を示す証明書、自動車番号を確認することが大事です。もし、時間的余裕がある場合は、保険会社や同僚等に応援を求めるのも良いことです。

事故当事者同志の口論で、安易に謝らないことが大事です。たとえ加害者であったとしても自分の非を認めたこととなり、後の賠償問題等で益々不利になるだけです。

もし、被害者であった場合は、相手を逃さないことが重要です。

負傷者がいる場合は、直ちに病院へ運ぶことは言うまでもありません。

また、事故処理に懸命となり、バッグ等を車両の中に放置したままですと、何時のまにか無くなっていることもあるので注意することが必要です。

#### (8) 駐車違反・速度違反等交通違反で警官に拘まった時

交通違反で警官に拘まった場合、日本と同様に交通違反切符を渡されます。これを国立銀行に払い込めば手続きは完了します。交通違反の程度（警官の主観によるところが大きい）によっては、車両及び運転免許証を警察署に没収されることもあります。国立銀行への支払い証明書をその警察署に持参すれば車両及び運転免許証を返還してくれます。

また、多くの場合、警察に事情を説明することにより大目に見てくれるようです。

## 4. 誘拐について

出退勤時の事務所又は自宅付近での誘拐が最も多く発生しています。

### (1) 誘拐対策

(イ) 誘拐事件に備え、必要な資料（氏名、住所、旅券番号、身分証明書番号、身体的特徴、自動車番号、趣味や所属クラブ、医療記録、家族相互のキーワード等）を整理しておくことが重要です。これは、家族又は犯人との交渉者が誘拐された本人と断定するため等に必要です。

(ロ) 出勤直後又は帰宅直前に自宅へ電話連絡を行う習慣があれば、万一誘拐事件が発生した場合、これを早期に察知することができます。

(ハ) 誘拐事件が発生したら、直ちに大使館へ連絡し対応策を協議するようにしてください。

### (2) 誘拐された場合

(イ) 誘拐そのものは、30～40秒で決着が付くと言われています。

(ロ) 襲撃者は標的に同行している者（ボディガード等）がある場合は、その力量を素早く判断し、彼等の処置、即ち殺害するか放置するかを決定します。

(ハ) この段階では標的を殺害することは殆どの場合有りません。しかし、逃走は車に乗っている場合等特別な状況を除き、危険を伴うことが多いので避ける方が賢明です。

(ニ) 相手の車両に連れ込まれたら不用意に抵抗せず、しばらくおとなしくしている。相手は通常拳銃を突き付けています。また、精神的に高ぶっているため、殺害に発展させない為にも素直に従うことが重要です。

(ホ) 誘拐された人の大部分は助かっていることを十分理解して慎重に行動することが大切です。

### (3) 監禁されている時（一般に指摘されている主な注意事項）

(イ) 監禁されている時の最大の敵は誘拐犯人ではなく、自分自身の態度だと言われています。恐怖感や絶望感に打ち勝つよう平常心を保つことが重要です。家族や会社等が解放の為に努力していることを忘れないようにして下さい。

(ロ) 最初の数日間が最も辛い期間です。監禁者に自分の弱点を見せないようにしてください。

(ハ) 誘拐されると自分の時間が全く異なってきます。規則正しく行動すると共に知的関心を持続させることが重要です。できるだけ長く自分の活力を維持させることが大事です。

(二) 監禁者とは誠意を持って接し、相手を怒らせないようにすることが重要ですが、相手に屈しないようにしてください。また、友好的な関係を築きあげることも重要で、自分に有利な方向に活用するようにしてください。この際、政治的な話題、イデオロギ-的な話題については避けた方が賢明です。

(ホ) 監禁中は犯人の特徴及び監禁場所の特徴を細かく観察することは、解放後犯人逮捕のため重要となります。(例えば周囲の音)

## <2>緊急事態

暴動、内乱、戦争、大きな地震等が発生し、緊急避難や更には国外への脱出、引き揚げ等を検討あるいは実施する必要がある事態を指します。そういう可能性は乏しいとは思いますが、予め色々な場合に備えて心の準備をしておくことは大切です。

万一こういう事態が生じれば、大使館としては渡航自粛要請、在留邦人の任意退避、一時退避、退去脱出の勧告、その為の援助を行うこととなります。

以下、気付きの点をご参考までに取纏めました。

### 1. 平素からの準備

#### (1) 心構え

平素よりラジオ、テレビで情報を入手して緊急時には直ぐに対応出来るようにして下さい。

#### (2) 備蓄等について

##### (イ) 旅券の保管等

在留邦人は外国人登録書を携帯していれば、旅券を常時携帯する必要はありませんので、各世帯主等が家族の旅券を、自宅又は所属会社、あるいは駐在員事務所に一括保管して、何時でも取出せるように万全を期しておくことが必要です。但し、家族全員が旅券の保管場所を承知しておくことは当然の事です。

なお、大使館との相互連絡の為、法的に義務づけられている、当国到着時の在留届の提出及び帰国時の連絡を励行して下さい。

##### (ロ) 食糧

米、調味料、缶詰め、チョコレート、ビスケット等の保存食糧を1週間程度を目途に備蓄する。

##### (ハ) 飲料水

飲料水以外の目的に使用しないことを前提に1週間程度を目途に確保する。

##### (ニ) 医薬品

常備薬の他、衛生状態の悪化に備え、ヨードチンキ(水の殺菌に使用可) 消化器関係内服薬、サルファ剤、抗生物質等

##### (ホ) 燃料、照明等

停電に備え、燃料用・照明用ガス、コンロ、マッチ、ライター、灯油ランプ、懐中電灯、蠟燭、携帯ラジオ(短波付ならNHK国際放送受信可)、電池等

##### (ヘ) 現金

1週間程度生活出来るだけの現地通過及び少額ドル通貨

##### (ト) 衣類

寒暑に絶え得るもの、下着、手袋等で人目を引かないような物

##### (チ) その他

水筒、洗面具、タオル、チリ紙、ナイフ、簡易食器、毛布等

### (3) 自動車

(イ) 日頃から十分に整備をしておく

(ロ) 燃料は常時半分以上は入れておく

### 2. 緊急事態発生時の対処要領

在留邦人相互の緊密な連絡、ラジオ・テレビの聴取(NHK国際放送を含む)、大使館への問合せ等により、正確な情報を把握するように努めて下さい。平静を保ち、群集心理

に巻き込まれることのないようにする事が肝要です。

(1) 大使館への通報等

入手した情報のうち邦人社会一般に知らせる必要があると判断された場合は随時大使館へ通報して下さい。大使館への直接連絡が困難な場合は三水会、日本人学校、JICA、日系人協会に通報して下さい。また、自己又は他の在留邦人の生命、身体、財産等に危害が及び又は及ぶおそれのある場合は、所轄の警察署に通報して救護を依頼するとともに、迅速に大使館へ通報して下さい。

(2) 緊急避難

緊急避難に至るには3つの段階があります。

(イ) 情勢分析

戦争、内乱、暴動又は地震等の緊急非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、大使館は情報収集を行い、三水会、日本人学校、JICA、日本人協会と緊密な連絡を保ちつつ、情勢分析及び対策の策定を行い、連絡網を通じ在留邦人各位に的確な情報及び対策等につき通報できるよう最大限の努力を致します。不安から、外出したり、窓から状況を確認するようなことは避ける方が賢明です。邦人各位は緊急避難の場合も想定し、将来の指示に備えて下さい。事態が悪化すれば次の段階に移行します。

準備するものは、食糧・飲料水、医薬品、現金(現地通貨及びドル通貨)・キャッシュカード、衣類(状況により旅券)等です(上記1.平素からの準備参照)。

(ロ) 待機

大使館が緊急避難の実施を決定した場合は、その旨を連絡網を通じ邦人各位に連絡します。この段階では、緊急避難の為の準備は即座に完了するようになっていなければならず、何時でも移動できる状態にしておかなければなりません。

(ハ) 移動

大使館から移動の指示があった場合は準備した品物を携行して速やかに下記に示すいずれかの場所へ移動して下さい。到着したら必ず担当の者に到着した旨を伝えて下さい。何等かの事情で移動できない場合は、大使館へ連絡して下さい。

移動場所及びそこに至る経路については家族全員が承知しておいて下さい。

(a) 大使館事務所 63-0000

Av.SAN FELIPE 356, JESUS MARIA

(b) 大使公邸 42-1227

Calle THOMAS EDISON 210, SAN ISIDRO

(c) その他大使館が指示する場所

(3) 事前の緊急避難又は引き揚げ

各自又は派遣元の会社等の判断により事前に緊急避難又は本邦への引き揚げを行う場合は、速やかにその旨を大使館へ連絡して下さい。

### <3>緊急連絡態勢

#### 1. 緊急連絡網

(1) 大使館は、三水会会員、その他の邦人、日系人協会との間に緊密な連絡態勢を維持することに努めています。治安の悪化あるいは緊急事態発生のおそれがある場合は、この連絡網を活用するようにしております。

(2) 在留邦人各位は、三水会会員、その他の邦人、あるいは日系人協会の連絡網を通じ在留邦人相互間の連絡維持に努めて下さい。

#### 2. 緊急連絡先リスト

(1) 大使館	63-0000
	55-4673
	55-4674
(2) 日本人学校	37-0088
(3) JICA	41-1478

- |                              |             |
|------------------------------|-------------|
| (4) 三水会92年度代表 丸紅商事           | 42-1200     |
| (5) 日系人協会                    | 63-0606     |
| (6) 警察署 (COMISARIA de la PG) |             |
| (ア) 第29警察署 (ラジオ・パトロール)       | 31-3040     |
| 緊急時                          | 105 33-3333 |
| Cdra C-6 Av.Bausate y Mesa   |             |
| (イ) 第11警察署 (ヘスス・マリア)         | 31-9786     |
| 1044 Av. Marquez             |             |
| (ウ) 第14警察署 (サン・イシドロ)         | 42-4940     |
| 106 Antequera                |             |
| (エ) 第16警察署 (リンセ)             | 71-2594     |
| 865 Av.Alcedo                |             |
| (オ) 第21警察署 (ミラ・フローレス)        | 45-0986     |
| 229 Av.Carvaial              |             |
| (7) 警察署 (ESTACION de la PT)  |             |
| (ア) ヘスス・マリア                  | 24-0515     |
| 1778 Av.Garson               |             |
| (イ) サン・イシドロ                  | 42-2477     |
| 350 Antequera                |             |
| (ウ) リンセ                      | 71-3022     |
| 1715 Av.Almte Guisse         |             |
| (エ) ミラフローレス                  | 45-7943     |
| 374 Porta                    |             |

## KAN00010 ポリビア【安全の基礎】

ポリビア共和国

Republic of Bolivia

### 出入国時の留意事項

#### ●査証

30日以内の観光であれば査証の取得は不要。30日以上滞在し続けたい場合はさらに30日ずつ2回まで滞在延長が可能（すなわち計90日間）。観光目的で入国してから長期滞在に資格変更することもできるが（2年間）、外国人登録カードを作成しなければならない。いずれも手続きは内務省入国管理局（INMIGRACION）。観光以外の目的で入国する場合は、在日ポリビア大使館で査証を取得する。

#### ●出入国審査

最近入国を拒否された例はない。出国時に、ポリビア国内での犯罪の訴えまたは結婚不履行、ホテル代踏み倒し等の訴えがあると国境に通報され、出国できないことがある。

#### ●通関

入国時の禁止品目は、麻薬類。電気製品、繊維製品等が数量的に多い場合は課税対象になる。出国時の禁止品目は、麻薬類、野生獣毛皮、骨董品、植民地時代の絵画等。なお、手回り品やバッグはハイジャック検査と同時に上記の品物の検査も行っている。

### 滞在時の留意事項

#### ●滞在届

テロ問題を抱える国（一部アラブ諸国、ペルー等）の旅行者を除き、外国人に滞在届提出のための出頭義務はない。

#### ●旅行制限

現在、旅行制限はない。ただし、戒厳令が布告されると自動的に国内旅行の制限も行われる。戒厳令下では訪問、外出の時間制限があるので、公館や土地の人に確かめる。

#### ●写真撮影の制限

一般的に軍関係施設は撮影禁止。特に戒厳令下になると、禁止地区の撮影はカメラごと有無を言わず取り上げられることがある。また、大統領府、国会議事堂内部の撮影には許可がいる。

### 各種取締法規に関する留意事項

#### ●麻薬

コカ葉の世界的生産地として有名。現政府はコカインの製造密輸出撲滅に全力を尽くしているが、そのため空港等で所持品、身体検査が抜き打ちに行われることがある。麻薬の持ち込み、使用者への刑罰は厳しい。見知らぬ人から品物を預かってくれとか、託送を依頼されたときは絶対に拒否すること。他方、麻薬所持検査を装って、金品を奪うニセ警官による被害が増えているので要注意。

#### ●不法就労

観光査証による就労はできない。法規上は強制退去となっており、空港または国境まで連行され追放される。

#### ●治安維持

治安は比較的良いが、犯罪は増えている。市内であれば交通整理やパトロールの警官が

巡回している。また、24時間体制で110番システムが機能しているので、トラブルにあったら警察を電話で呼ぶ。

#### その他特殊取締

泥酔、放歌高吟は留置の対象となる。麻薬やニセドル所持検査の名目で取り調べをする警官もあるが、ニセ警官の場合もあるので、金銭を強要された場合は名前と領収書を要求する。他方、官憲に対し強く抵抗すると、罰金や留置の対象となることもあるので注意。いざこざが起こったら主張すべき点は主張し、同時に日本大使館に通報する。

#### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

ボリビアは、先住民族（インディオ）とスペイン人との闘争の歴史を有しており、また、先住民族は今でも伝統的な生活習慣を守っているため、ボリビア社会は人種問題にセンシティブであることに注意すべきである。特に先住民の住む区域に無遠慮に立ち入ったり、無造作にカメラを向けたりしないこと。また、ボリビアは生活のリズムがゆっくりしており、必要な手続きが思うようにはかどらなかつたり、約束や期限が守られなかつたりすることもあるが、あまりイライラして相手の気を損ねることのないように気長に構えることも必要である。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

近隣国に比べ治安は良く悪質な犯罪は少ない国であるが、落とし物、置き忘れ物は出てこない。手回り品も注意していないと置き引きにあうおそれがある。簡易宿泊所、安ホテル等は避けたほうがよい。万一そういうところで宿泊しても同宿者等と心安くならないこと。コチャバンパ州チャパレ地区はコカの葉の生産地でありマフィアの出入りも多いので、避けたほうがよい。また登山家垂涎の山々が多くあるが、1000～2500メートル級の山に見えても、実際には4000メートルのアンデス高原からさらに1000～2500メートルの高さである。これらの山の登山には、5000～6500メートル級を前提にした装備が必要。

#### 健康上の留意事項

ラパス空港に降りたところで海拔4070メートルである。空気が薄いので、急ぎ足をしたたり、重い荷物を持っていると、頭痛、呼吸困難になることがある。その際はすぐに座り、人に頼んで空港援護所に連れていってもらおうこと。ラパス市街地でも3700メートルあり、ほぼ富士山頂にいるのと同じであることを自覚すること。アルコール類は慎み食事は6分目、ホテルでのシャワー、入浴も到着後1～2日は我慢するのが無難。

軽重の差はあるが、たいてい頭痛の洗礼を受ける。個人差はあるが2、3日で順応し、後は平地での状態とあまり変わらない。年間を通じての寒暖の差は少なく、乾燥快適地である。ただし、昼夜の寒暖の差はきわめて大きい。

サンタクルス、ベニ等の熱帯湿原地方は、コレラ、赤痢等の伝染病があり、食中毒も多いので、水、食事の摂取には十分注意する必要がある。

#### 緊急時の連絡先

〈タクシー〉 Tel.110

〈救急車〉 Tel.118

〈日本人会〉

Tel.352294 (ラパス)

Tel.03-426891 (サンタクルス)

〈病院〉

日ボ消化器センター Tel.377060～4

サンタ・クルス日本病院 Tel.03-462031

ドクトル・マルティネス (内科医師：日本語少々)

Tel.364487

ドクトル・オチャ (大使館顧問医：日本語可)  
Tel.372986, 321636

緊急時の言葉

「助けて」=ソコーロ  
「泥棒」=ラドロ  
「警察」=ポリシア  
「警察を呼んでくれ」=ジャメ・ポリシア  
「救急車」=アンブランシア  
「医者を」=メディコ  
「私は病気です」=エストイ・エンフェルモ  
「私は日本人です」=ソイ・ハボネス  
「大使館を」=エンバハーダ  
「領事館を」=コンスラード

在外公館アドレス

●大使館

在ボリビア大使館

Embajada del Japon, Calle Rosendo Gutierrez No.497, esq. Sanchez Lima,  
La Paz, Bolivia (P.O.Box 2725)  
Tel.373151,373152,366859,366860

●駐在官事務所

在サンタクルス駐在官事務所

La Oficina del Consul del Japon, Calle Saavedra No. 314, esq.  
Cochabamba, Santa-Cruz, Bolivia (Casilla No. 543)  
Tel.351268,331329

## 1. はじめに

当国の主要都市はサンタ・クルス市を除き標高 3,700メートルのラ・パス市をはじめとして、ほぼ標高 2,500メートル以上の高地にあります。

ラ・パス市その他の都市が所在する 4,000メートル近い高地においては、泥棒が逃げるときも決して走らず、また、これを追跡する警官もまた走らないと言われますが、これは笑い話であり、高地で生まれ育った人達は低地と同様にフット・ボールをプレーしますし、相当の年輩者でもジョギングしている姿をよく見かけます。

一般的に言えば、当国国民は温厚な性格の持ち主であり、街中で暴力沙汰を見ることはまれです。このためか、当国、特に首都のラ・パス市では、少なくとも中心街等に関するかぎり伝統的に治安がよく、在留邦人、邦人旅行者等が強盗殺人等の兇悪犯罪に巻き込まれた例は余り多くないものとみられます。また、邦人が誘拐の対象になったこともありません。

とはいえ、最近、邦人旅行者等が警官を装った窃盗事件や、サンタ・クルス市では麻薬がらみとみられる犯罪に巻き込まれた等の例がありますので、十分に注意することが必要です。

## 2. 一般犯罪について

(1) 邦人が被害にあった件数はそれほど多くはありませんが、最近の例としては次のものがあり、また、被害件数は若干ながら増加傾向にあります。

(イ) 警官を装った男(複数)に職務質問をすることで車(タクシー)に連れ込まれ、全所持金を奪われた。この偽警官による被害は他にもあります。

(ロ) 市中において、着衣にカラシ、ケチャップ等をかけられ、その汚れをとってやると近寄り、親切に手伝うふりをしながらスキをみて、地面に置かれたアタッシュ・ケースを持ち逃げしたり、ハンドバッグをひったくる等の手口による被害があります。

(ハ) 空港の麻薬取締官(臨時職員とみられる)が荷物、身体を検査し、自分の手に隠し持った薬包をみせ、別室で取り調べを行い、今回は見逃すとして礼金をとられた。

(ニ) 旅行中に留守の自宅に泥棒が入った。

(ホ) この他、満員のバスの中とか、市場等の人が混み合う場所ではスリの被害に合うことがあります。これは十分に注意することで被害を防げますが、できれば、バスの代わりに路線タクシー、流しのタクシー等(運賃はそれ程高くない)を利用する方が安全であると言えます。

(ヘ) 当国の道路事情は悪く、また、市内の道路に方向表示がなかったり、一方通行等の規制が変更になっても、標識とか信号は変更前のままということがあり、信号に従っても交通違反による罰金をとられることがあります。

このような事態に遭遇した際は、できるだけ警官の心証を害する言動を避け、注意を受けるだけで放免されるよう努めることが得策です。

### (2) 注意、対策

(イ) ラ・パス市にも治安の悪い地区があります。一般に町外れ(山に囲まれているが、山の麓に近い当り、特に西部の市営墓地から山寄りの一帯(VILLA VICTORIA, VILLA BALAZO と呼ばれる)や北部のラ・パス―ペニ街道の出口付近(VILLA FATIMA, VILLA LA MERCED等)は特に治安が悪いので近付かない方が無難です。

(ロ) 一般的に日本人は官憲を信用し疑うことをしませんが、当国においては、警察官等に心当たりのない取り調べを行うといわれた場合は、言われるままについて行くことをせず、場合によっては日本大使館、領事事務所(在サンタ・クルス)(員)の立会いを求めるとして、同館へ同行を求めるとか、電話連絡をすることをおすすめします。

なお、本物の警察官等から身分証明書類の提示を求められることが稀にあるので、旅券等



のコピー（現物は安全なところに保管しておく方がよい）を常時携帯することをお勧めします。

(ハ) 上記空港の例の場合もできるだけ、大使館、領事事務所等へ連絡をとる様心掛けて下さい。

(ニ) 家屋に対する防犯としては、一般的に言えば門番（ポルテロ）が配置されているアパートの方が一戸建ての家より安全度が高いと言えます。一戸建てに住む場合は番犬を飼うとか、謝金を必要としますが、当国警察に警備を依頼することもできます。また、女中等の雇用に際しては、前任者、知人等の紹介による身元の確かな者を選ぶことが肝要です。

### 3. テロ、麻薬関係犯罪について

(1) これまで、邦人がテロ、誘拐事件等の対象となった例はありませんが、日本赤軍等の動向については要すれば大使館等から日本人社会に周知していますので、それに十分御注意下さい。

(2) 当国はコカインの原料になるコカ葉の生産で有名ですが、最近では、コカインの生産も増加していると伝えられます。これまでに、外国旅行をする邦人がコカインの運び屋にされた例が数件あります。その中には、中味がコカインであるとは知らず託送された品物を運搬し空港で捕まった例もありますので、他人から品物の託送や一時預かりを依頼されても簡単に引受ないように御注意下さい。

また、謝金に目がくらみ一生を棒に振ることのない様にして下さい。

なお、当国在留中の安全対策ではありませんが、コカの葉は勿論、パック入りのコカ葉も日本への持込が禁止されているので御注意下さい。

#### 緊急連絡先等

在ボリヴィア日本国大使館	373151, 373152, 366859, 366860
在サンタ・クルス領事事務所 （ラ・パス市）	51268, 31329（サンタ・クルス市。その他はすべてラ・パス市）
日本人会館	352294
JICA事務所	350276, 390024
病院	
日・ボ消化器センター	377060 4
ドクトル オチョア	372986
” ポケット・ベル	321636
救急車	118
警察（パトカー）	110

KAN00010 ポリビア「防犯の手引き」2  
ポリビア治安・防犯の手引き

1992年10月  
在ポリビア日本国大使館

—はじめに—

今般、ポリビア在住の皆様が安全に生活されるための参考として、治安・防犯の手引きを作成しました。当国に長く在住されている方にとっては、特に目新しい点はないかと思えますが、他方、新たに当国に赴任される方々には、それなりに役に立つ内容ではないかと思われます。なお、本手引きを、内容の一層充実したものにしてゆくために、今後とも当国の情勢にあわせて適宜改訂してゆく予定ですので、皆様の日常の生活体験にてらして何かお気づきの点がありましたら、大使館まで御連絡下さい。

1. 基本的心構え

(1) 安全確保に対する責任

当国における安全確保に対する責任は一義的にはポリビア政府にあります。当地で邦人が事件・事故に巻き込まれた場合、大使館もできる限りの援助措置はとりますが、事件・事故の処理は捜査も含めてポリビアの主権及び責任の下で行なわれます。

従って、当地在留邦人の皆様の安全も当国政府及び当国社会にゆだねられている部分が多いと考えられ、その意味から、皆様の安全問題に対する日頃の意識や自助努力が重要になってきます。

(2) ポリビア人（社会）に対する理解

ポリビアは人口の半分がインディオで占められており、そうした原住民と白人の闘争の歴史を有しているため、国民、特にインディオの人々は、自分達のアイデンティティや民族問題にセンシティブであり、外国人の無遠慮な態度などに反発することもあります。従って、民族や人種に関わる話をしたり、原住民の多く住む区域に立ち入る時などは、現地の人々の反感を買わないように注意する必要があります。

また、当国で生活していると、仕事の期限や約束が守られなかったり、決められた規則が守られていなかったりして、時として腹の立つ経験をすることもあると思えますが、当国には当国の生活のリズムや流儀があることも理解し、いやな顔をしたりむやみに相手を叱ったりすることは極力避けるように努力すべきでしょう。特に、仕事仲間や使用人との円満な関係は、安全対策面でとても重要です。

(3) 日本人に対する理解の促進

ポリビアにおいて、日本や日本人が正しく理解されることは、安全面でも大きなプラスになります。在留邦人の皆様一人一人が日本の代表であるとの自覚を持つとともに、仕事や趣味を通じ当国社会の中に積極的に溶け込む努力をするとよいでしょう。何かの時に相談できる現地の友人を持つと心強いものです。他方、「旅の恥はかき捨て」といったひんしゆくを買う行動は、日本人全体に対する誤解につながることもあるので、慎むべきです。

(4) 安全のための基本姿勢

「人を見たら泥棒と思え」とはあまり感じのいい言葉ではありませんが、貧富の差、失業といった現実や「日本人は金持ち」との通念が広まっていることを考えると、中南米諸国ではそれなりの警戒心を持つことが必要で、この点では比較的治安の良いポリビアも例外ではありません。海外での安全の基本は、(1) 警戒を怠らない、(2) 行動を予知されない、(3) 目立たない、の三原則を遵守することであるとされています。

### (5) 安全に関する情報収集

日頃から、新聞、ラジオ、テレビ（緊急時にはラジオ・ジャパン等の国際放送が貴重）のニュースに接し、当国国内で何が起きているか（ストライキ、デモ、凶悪事件等）最低限の関心を払う必要があります。情報収集は海外生活におけるトラブル防止策の一つです。

### (6) 緊急時の連絡先の把握

警察署、消防署、大使館、病院、会社関係、信頼できる近隣者（日本人及びボリビア人）の連絡先を把握しておくとともに、在留邦人相互間で緊密な連絡体制を確立しておく必要があります。特に3ヶ月以上滞在の場合は、大使館に在留届を出すことが必要です（緊急時の大使館からの連絡には在留届が使われます）。

## 2. ボリビア治安情勢

### (1) 一般犯罪

当国の治安情勢は、周辺諸国に比べれば良好で、日本人が重大事件に巻き込まれたケースも少ないですが、当国社会は依然として貧富の差、失業、麻薬密造密輸等の厳しい現実と直面しており、他方、警察や司法機関の機能（犯罪捜査、刑事訴訟等）も十分とは言えないのが実情です。ボリビアの犯罪統計を参考までにあげると以下の通りです。

—ボリビア犯罪統計（1991年、当国国家警察情報局提供）—

犯罪の種別		ボリビア全体	首都圏
(a) 殺人	発生件数 (対前年比)	1262件 (+ 237件)	441件 (- 223件)
	発生率 (対前年比)	19件 (+ 3件)	37件 (- 19件)
(b) 強姦	発生件数 (対前年比)	1468件 (+ 431件)	510件 (+ 199件)
	発生率 (対前年比)	23件 (+ 7件)	43件 (+ 17件)
(c) 傷害	発生件数 (対前年比)	12766件 (+1343件)	8785件 (+1058件)
	発生率 (対前年比)	201件 (+ 21件)	739件 (+ 89件)
(d) 強盗	発生件数 (対前年比)	35件 (+ 11件)	2件 (- 2件)
	発生率 (対前年比)	1件 ( 0件)	0件 ( 0件)
(e) 窃盗	発生件数 (対前年比)	8593件 (+3119件)	2603件 (+ 696件)
	発生率 (対前年比)	135件 (+ 49件)	219件 (+ 59件)
(f) 侵入盗	発生件数 (対前年比)	814件 (+ 245件)	278件 (+ 26件)
	発生率 (対前年比)	13件 (+ 4件)	24件 (+ 2件)
主要犯罪合計	発生件数 (対前年比)	24940件 (+5386件)	12619件 (+1754件)
	発生率 (対前年比)	393件 (+ 85件)	1061件 (+ 148件)

（発生率は人口10万人当たりの件数、小数点第1位四捨五入。首都圏はラ・パス及びエル・アルトの合計。被害届を出しても意味が無いと考え、あるいは報復を恐れ、被害申告を出さないケースも多く、特に、(d) 強盗の数字は実態を反映していないと考えられます。主要犯罪の検挙率は約60%。）

### (2) テロ問題

当国には、政権の存立を脅かす大規模なテロ組織は存在せず、また、ペルーのテロ組織も今のところ当国を勢力拡大の目標とはしていないと考えられています。

91年7月には、ツパク・カタリ・ゲリラ軍（EGTK: Ejercito Guerrillero Tupak Katari）と称するテロ組織が登場し、インディオ復権、反白人闘争（インディヘニスム）などを主張して、鉄塔、ガス・パイプライン等の公共施設の爆破事件を50件ほど引き起こしています（一般人2人死亡）が、92年3月に幹部が相次いで逮捕され、8月にはリーダーと目されていたフェリペ・キスペが逮捕されたため、内務省はEGTKの中核はほぼ壊滅したとの見方を示しています。

また、70年代に各地でテロ活動を展開したテロ組織、国家解放軍（ELN）の残党で構成されるグループがいくつかありますが（ネストル・パス・サモラ委員会等）、いずれもごく少人数で最近では目立った活動も行なっていません。この他、インディヘニズムを主張する政治団体や左翼系の過激派学生（ラパス国立大学）がデモや道路封鎖などの行動を起こすことがあります。いずれにしても、今のところ日本人を標的にしたテロ事件が起こる可能性は稀薄です。

一方、隣国ペルーのテロ組織、センデロ・ルミノソは、80年代前半からの当国のチチカカ湖付近に侵入し、傷病隊員の治療、食料、武器の調達などに従事していると言われます。最近では首領グスマンが逮捕されたことで、亡命テロリストが潜入してくる可能性も指摘されており、チチカカ湖付近に出かける際は注意が必要です。

### (3) 麻薬問題

当国では、ラ・パス県ユンガス及びコチャバンバ県チャパレがコカ葉の生産地となっており、ここで作られたペーストが当国東部密林地帯（サンタ・クルス県、ベニ県）に運ばれコカインが製造され、コロンビア、ブラジルなどを通じて欧米に輸出されるというのが当国における麻薬密造密輸の基本的構造です。当国には大規模なカルテルや武装集団は存在しませんが、最近ではコロンビアの麻薬組織（特にカリ・カルテル）が当国に活動の拠点を移しているとも言われ、当局も警戒を強めています。また、サンタ・クルス市内では、中国人マフィアの活動や麻薬絡みの殺傷事件がしばしば報告されています。マフィアには組織の実態を知った者を容赦なく抹殺する傾向があるので、怪しい集団とは絶対関係しない注意が必要です。

### (4) その他

#### (a) 伝染病

91年8月にラ・パスで発生したコレラは、その後中東部（コチャバンバ、サンタ・クルス等）に広がり、92年10月現在で患者数約2万人（被疑者含む）、死者約350人となっており、在留邦人もこれまで9人が感染しています（いずれも軽症、全てサンタ・クルス）。アンデス地域では感染がほぼ収まっていますが、暑さや湿気の多い気候のサンタ・クルスでは患者が増加しています。この他、熱帯湿原地方には、黄熱病、アメーバ赤痢、サルモネラ菌による食中毒など様々な病気があり、食事や水の摂取などには十分注意する必要があります（不衛生な食堂で食事しない、暑くても氷はたのまない等）。

#### (b) 交通事故

当国は道路事情があまりよくありません。市内や近郊は速度違反防止のため道路に凹凸が施してあったり、道路にあいた穴がそのままになっていたりするので、例え見通しがよくてもスピードを出し過ぎると思わぬ事故にあいます。地方は舗装されていない道が普通で、アンデス高原や熱帯湿原など人里離れた地域は道路事情がかなり悪く、耐久性の強いジープでも故障したり深みにはまって動けなくなったりするので、地方へ車1台で旅行するのは避けるべきです。また、ラ・パスからユンガス或いはチャカルタヤへ行く道は、一部片側が切り立った崖になっていて道幅もすれちがいが困難なほど狭く、かなり危険です。

市内の交通は、前後左右に注意せず車線変更したり交差点に進入する車があり、夜は無灯火や酒気帯び運転が多いので、とにかく細心の注意を払って運転すべきです。また、ラ・パス市内には、バス（小型、大型）、タクシーなど公共の乗り物が極めて多く、客の乗降のため所かまわず急停車するので、こうした車両の後を走る時は車間距離をとった方が無難です。地方は街灯がほとんど無く、夜間の運転は危険です。

### 3. 一般防犯の手引き

ここでは、主な一般犯罪について当館で実際に取り扱った事例を紹介しますが、その趣旨は「中南米は治安が悪い」といった印象を持って頂くのではなく、あくまで被害防止の観点から、まず犯罪手口を知りそして自衛策を考えて頂くことを目的としています。ご

く当たり前のアドバイスばかりですが、周辺諸国へ出張、旅行に出る時も含め、以下の自衛策を参考にし被害を防いで下さい。

(1) 屋外での盗難

(a) 置き引き、スリ等

(事例1) 発車前のバスの中で、乗客に荷物を棚にのせるよう言われたので、これに従ったところ、数分後には荷物がなくなっていた(ラ・パス)。

(事例2) パレードを見ながら人込みの中を歩いていて、気がつくとうエストバッグに入れておいたパスポートがなくなっていた(ラ・パス)。

(自衛策) 手荷物は、ほんの数秒間でも視線外に置かない(特に空港やホテルのカウンターなどで荷物を床に置いたり、レストランで椅子の背にバッグを掛けたまま食事したりしない)。

人込みの中(土産物屋街、市場等)ではたえず自分の持ち物に気を配る。

(b) 複数の人物による盗み

(事例) ベンチで休んでいたところ、隣に座った人が、日本に行ったことがあるなどと話しかけてきたので、これに受け答えしているスキに、横に置いておいたバッグがなくなっていた。

(自衛策) 見知らぬ人に声をかけられた場合(特に親切そうな人、日本語で話してくる人)毅然とした態度で応じ、怪しいと思ったら無視する。コインをばらまいたり、服にクリームをつけたりして注意を引く手段もよく使われるので注意。

(c) ひったくり、強盗

(事例1) 複数の男に車に乗せられ、人気のない通りに連れられ金品を奪われた(ラ・パス)。

(事例2) 夜、倉庫の様子を見に車で出かけたところ、拳銃を持った男数人の待ち伏せに遭い、車を奪われた(サンタ・クルス)。

(自衛策) ひったくりは、持ち物のヒモをナイフで切る、ヒモが切れるまでひきずりまわす、背後からいきなり殴りつけて倒れたところを奪い取るなど、物理的に防ぎきれない手段が使われる。こうした派手な犯行は、人目につかず事後の逃走に便利な区域で起きるのが普通で、犯人は目星をつけた者を尾行してスキをついて行動する。貴重品の入ったバッグ、カメラ等をみだりに持ち歩かない。不審な人物に追跡されていると気付いたら、人の多い場所、ガードマンの配置店舗等で一時難を逃れるか、あるいは、タクシーを拾うなどして追跡を中断させることが必要。当国では最近事例がないが、車、バイクを使ったひったくりもあり、日本人観光客がひったくりの車にひきずられ死亡するという事件も起きている。バッグは車道側に向けない等の注意が必要。

屋外での恐喝、強盗も人気のない区域や夜間に起きるケースが多い。不案内な区域、貧しい人々の住む地域、浮浪者の多い通りなどに足を運ばない。夜間に郊外や地方に出ることは避ける。但し、不幸にして強盗に遭った時は絶対に抵抗しない(抵抗したために殺害された例もある)。

(d) 車上盗難

(事例) 買い物をしている間に、駐車しておいた車のガラスを割られ、中に置いておいた貴重品を取られた(サンタ・クルス)。

(自衛策) 例え貴重品でなくても、車内に物を残ただけで盗難の対象になる。食事や買い物で車を離れる時は物を残さない(サンタ・クルスではこの種の事件が増えている)。できれば車にアラームかアンチロブ(ハンドルとアクセルをつないでロックする車盗難予防器具)をつける。

(e) 警官(ニセ警官)による犯罪

(事例1) 2人の警官が麻薬所持検査を理由に同行を求めるので、そばにいた現地人とともにこれに従い車に乗ったところ、人気の少ない通りに連行され、警官は所持品検査を装って金品を奪い、車で逃走した(警官はニセ、同乗した現地人もグル)(ラ・パス)。

(事例2) 警官に身柄を不当に拘束され、強要された300ドルの保釈金を払って釈放され

た（日本領事事務所の抗議で返金、警官は厳重処分）（サンタ・クルス）。

（自衛策）当国ではニセ警官の被害が続発している。相手が本物の警官であると分かるまでは、所持品を渡したり、同行に応じたりしない。不当な職務質問や不審な検査にあったら、警察官としての身分証明書の提示を要求する。市内であれば、通行人に立ち会ってもらったり、110番で警察に通報する。

相手が本物の警官であれば、基本的にはその指示に従わねばならないが、不当な取り調べに対しては理由をただし、後で抗議できるよう当該警官の氏名等を控えておく。日本人と見ると様々な理由をつけて小銭をせびる警官もいるが、原則として不当な要求は断る。他方、微々たる額ならさっさと払ってトラブルから解放された方がよいと考えられる場合もある。

## （2）屋外でのトラブル

### （a）麻薬関連トラブル

（事例）私服警官に麻薬所持検査を理由に不当に荷物を止め置かれ、身柄を拘束された。

（大使館の要請で税関職員が現場に赴き旅行者を解放）（ブラジル国境）。

（自衛策）当国の麻薬問題一般については、上記2.（3）の通り。怪しい集団と一切付き合わないことが第一であるが、知らぬ間に麻薬犯に仕立てられる可能性もあるので警戒が必要である。見知らぬ者から荷物の送付を頼まれたりした場合絶対に断る。空港では知らぬ間にバッグや袋に麻薬を入れられ麻薬犯に仕立てられたケースもある。荷物検査と称し麻薬を当該荷物に入れ、麻薬が発見されたとして身柄を拘束し、裁判が嫌なら罰金を払えなどと脅すこともある。

当国政府は麻薬問題に神経を使っており、麻薬所持の疑いをかけられると非常にやっかいな問題になる。万一こうしたトラブルに巻き込まれた場合は、無実を徹底して主張しつつ、大使館の側面援助もふくめた公正な解決を待つ。

### （b）タクシートラブル

ボリビアのタクシーは比較的善良と言われますが、周辺諸国ではタクシーにまつわるトラブルがしばしば発生しています。（特にサンチアゴ及びブエノス・アイレス）。

（自衛策）白タクやぼったくりタクシーは乗ってしまったら最後、中からドアや窓が開かないしくみになっているのが普通で、外の人に助けを求めることはできず、人気のない区域に運ばれ脅迫されたら、要求された料金を払わざるをえない。乗車を執拗に勧める運転手は避けた方が無難。乗車前に料金を確かめ（日曜料金、荷物料金等も含む）、目的地に至るルートを事前に地図で把握しておき、おかしな方向を走り続けたりしたらクレームをつける。初めて訪れる国の場合、空港から街へのルートがよく分からない上、通貨の換算に慣れておらず、だまされてしまうことも多い。国によっては、その土地に知人や友人がいれば、迎えに来てもらうことも考えた方がよい。

### （c）交通事故

当国の交通事情は、上記2.（4）の通り、あまり良いとは言えません。細心の注意を払って運転すべきですが、万一、不幸にして交通事故に遭った場合は、状況の如何に関わらず交通警察で客観的な解決をはかるべきです。示談は、後でトラブルの原因になることがあります。

## （3）住居における防犯対策

### （a）独立家屋の外周

- ・塀の高さと堅牢性は十分か。
- ・堀をよじのぼったり、直接二階や屋根に上るのに都合のよい箇所はないか。
- ・外周に照明設備があるか。
- ・外部から住宅内部が覗かれないか。
- ・来訪者を確認する手段があるか。
- ・駐車場（車庫）は住宅敷地内にあり、車の出し入れが容易にできるか。
- ・駐車場内外に照明設備があるか。凶器になるようなものを放置していないか。

- ・敷地内に賊が身を潜める場所はないか。
- ・樹木など十分な手入れがなされ、除草されているか。
- ・梯子など二階や屋根に忍び込む手助けになるものが放置されていないか。  
(独立家屋の警備として犬を飼うとよい。)

(b) 集合住宅の出入口

- ・全ての出入口は管理人又は守衛に管理されているか。
  - ・夜間の出入口の管理は万全か。
  - ・来訪者の確認は容易か (インタホン、テレビ監視装置等)。
  - ・駐車場は24時間体制で管理人又は守衛に管理されているか。
  - ・車の出し入れが迅速かつ安全にできるか (守衛による駐車場ドアの開閉、リモコンによる自動開閉装置等)。
  - ・駐車場に照明設備があるか。凶器になるようなものを放置していないか。
  - ・防火設備、警報装置、非常階段等は万全か。
- (賊の侵入を防ぐという意味では、集合住宅 (3階以上) の方が独立家屋よりも防御性が強く、隣人の助けも得やすい。)

(c) 玄関

- ・ドアやドアの枠は頑丈か。
  - ・二つ以上の錠前とドアチェーンがついているか。
  - ・ドアに覗き穴、インタホンなど訪問者を確認する手段があるか。
  - ・ドアの周囲に窓がないか。
  - ・周辺に照明設備があるか。
- (前住者が知り合いでない場合は、鍵を作り変えることが望ましい。)

(d) 窓

- ・独立家屋の場合、窓に鉄格子があるか。使用しない窓は永久封鎖されているか。
- ・夜間、長期不在時には錠戸を閉めているか。

(e) 寝室

- ・避難室として利用しうるよう施錠できるか。
- ・電話 (独立回線が望ましい) があるか。

(f) 使用人

使用人は信頼できる人から紹介してもらい、身元調査を可能な限り行う (身分証明書の写しをとる)。来訪者への対応、電話の対応等について注意を徹底し、家人不在時の緊急連絡先を知らせておく。他方、必要以上に家人の外出予定等を使用人に話さない。犯罪を誘発するような環境は作らない (金品を室内に放置するなど)。使用人 (運転手、庭師、警備員等) とは常に円満な関係を保つよう努力する。万一使用人が失踪した場合は、重大な犯罪の兆候とも考えられるので、警察に捜査を依頼するとともに家の警備を強化する。

(4) 脅迫

万一脅迫を受けた場合の対策として以下の点に留意して下さい。

(a) 電話による脅迫

脅迫の内容を把握することはもちろん、相手の声の特徴 (低い、高い、しわがれ声、録音、独特のイントネーション等)、電話から聞こえる雑音 (車の走行、工場の操業、話し声等) を可能な限り書き留める。

(b) 手紙による脅迫

手紙をできるだけ汚さず、指紋をつけないようきれいに保存する。

(c) 時間的余裕のない脅迫

「10分後にオフィスを爆破する」等の場合は、いたずらの可能性が強くてもとりあえず避難し、警察に通報して、爆破物の有無等を調査してもらう。

(d) 取引型の脅迫

「何月何日までに金を引き渡さないとオフィスを爆発する」と言った脅迫の場合は、大

使館に通報するとともに捜査当局に届け出て、犯人逮捕に協力することが望ましい。また、問題の期間は警備を強化するなど所要の安全策を講じる。現存するテロ組織や政治団体の名前が使用されている場合は、治安当局の専門家に真偽の分析を依頼するのが確実。

#### (e) 重大な脅迫

爆破、殺人予告等脅威が深刻と判断される脅迫（上記(d)の脅迫を含む）については、大使館及び現地警察に連絡し、捜査の進展に協力するとともに、可能な限りの安全策を講じる。考えられる対策としては、警備員の増強、警察への爆発物捜査依頼、ボディガードの雇い入れ、防弾車や護衛車の配備、関係者の一時安全な都市、ホテルなどへの避難措置等があり、脅威が極めて深刻な場合は、関係者の国外・日本への避難も考えられる。

#### (f) その他の留意点

脅迫を受けた場合は、例えいたずらの可能性が強くても、常に被害を最小限に食い止めることを念頭におき、あるいは、予行演習のつもりで、可能な手段を尽くす必要がある。その際事件の公表には慎重な配慮が必要で、特に人命に関わる場合は、捜査依頼についても外部に漏れないよう注意を払う（事件が公になると、犯人側を刺激したり、模倣犯が出て捜査に支障をきたすなどの不都合が生じる）。

脅迫や悪質ないたずらには必ず理由があるわけで、脅迫の理由となりそうな社会問題には常に用心する必要がある（日本企業や経済協力に対する論調、周辺諸国での日本人の関係する事件等）。また、個人のレベルでも、現地職員、隣人、使用人等との関係を常に円満に保ち、プライベートな事情で脅迫の対象とならないよう努力することも重要である。

#### (5) 誘拐

最近、中南米地域では、日本人を狙った誘拐事件が続けて起きており（コロンビアでの東芝社員誘拐事件、現地邦人企業社員誘拐事件、パナマでのシチズン社員誘拐殺人事件等）その報道から、「日本人は狙いやすく金になる」といった通念が広まっています。当国においては、過去に邦人の方が巻き込まれた誘拐事件は発生していませんが、金持ち日本のイメージは当国社会にも浸透しており、油断はできません。

#### (a) 基本的な注意

営利目的、政治目的、いずれの場合も、誘拐犯は目的を満足させられる人物を捜しており、目立った人はターゲットにされやすい。誘拐の対象とならないためには、先ず「目立たない」ことが肝心。また犯人は、誘拐対象者の選定に際し、接近が容易で特定の時間、場所にいることが予測可能な者を狙うので、誘拐に遭わないためには「行動を予知されない」工夫をすることが重要。さらに、誘拐を実行に移す時は、防御体制の弱い者が狙いやすくなるので、「常に用心を怠らない」よう努める。

#### (b) 兆候の発見

誘拐犯は、誘拐対象者の家族状況、出勤・帰宅時間、顔写真、車のナンバー等様々な情報を収集し、入念に下調べをするので、必ずその兆候がある。自分の周囲のちょっとした変化にも十分注意を払う必要がある。これまで世界各国で起きた邦人を対象とした誘拐事件を調べても、事件の前に下記のような兆候があったことが分かっている。

- ・ 献金の要求、無線機借用の申し込みなど不審な訪問があった。
- ・ 不審な車やオートバイに何度か追跡された。
- ・ メイドが失踪した。
- ・ 無言電話が頻繁にかかってくる。
- ・ 家の周りを不審者がうろついていたのを何度か見た。

こうした兆候があったら、とりあえず家族や勤務先に知らせ、対応策を話し合うとよい。児童の登下校のガードを強化する、出勤・帰宅の時間やルートを変え同僚と行動を共にする、外出を最大限控える等屋外での防御体制を万全にする。脅威が深刻であれば、ボディガードを雇ったり、警護車を配備するとともに、家族をホテルなどに移す。他方、警察に兆候について届け、対応措置につき助言を求める。

#### (c) その他の自衛策

ボリビアは、コロンビアやペルーなどに比べれば誘拐事件の件数は少なく、治安も比較的良好ですが、以下の点には十分注意して下さい。



- ・市内を車で移動する時は交通量の多い通りを選ぶ。特に、夜間はできる限り、複数の車で行動する（ラ・パスの中心部とカラコト地区を結ぶ道、サンタクルスの空港と市内を結ぶ道等は注意）。
- ・郊外へ車で出る時（自宅と経協サイト往復、ゴルフ場往復等）は複数の車で行動することが望ましい。夜間の移動は避ける。
- ・決まったレストランなどへの出入りを避ける（当国の町はいずれも小都市で外食の場所等がどうしても特定されてしまうので、やむをえない面はある）。
- ・現地職員や使用人との円満な関係を保つ。
- ・住居に関する防犯対策は上記の通り。

#### 4. 参考資料

##### (1) 当国警察機構

(a) COMANDO GENERAL : 国家警察総指令部 (本部)

AUDITORIA INTERNA : 会計監査部

SUB-COMANDO GENERAL : 国家警察副指令部

INSPECTORIA GENERAL : 内部査察部

TRIBUNAL DISCIPLINARIO : 懲戒裁判所

DIRECCION NACIONAL DE

INTELIGENCIA : 情報局

PLANEAMIENTO Y OPERACIONES : 企画作戦局

ADMINISTRACION : 会計局

PERSONAL : 人事局

SERVICIOS TECNICOS AUXILIARES : 技術装備局

IDENTIFICACION PERSONAL : 住民登録局

SALUD Y BIENESTAR SOCIAL : 保健衛生局

INSTRUCCION Y ENSEÑANZA : 教育訓練局

INTERPOL : 国際警察

COMANDO DEPARTAMENTAL DE POLICIA : 県警察指令部 (県警本部) . . . (b)

(b) COMANDO DEPARTAMENTAL DE POLICIA : 県警察指令部 (県警本部)

全国9県（ラ・パス、オルロ、ポトシ、スクレ、コチャバンバ、ベニ、バンド、タリハ、サンタ・クルス）に、下記の機構で設置。

・UNIDAD DE ORDEN Y SEGURIDAD : 治安警察署

110 (RADIO PATRULLA) : 110番パトロール

BOMBEROS : 消防署

SEGURIDAD FISICA : 警察訓練所

・UNIDAD DE TRANSITO : 交通警察署

・UNIDAD DE CRIMINALISTICA Y POLICIA JUDICIAL : 刑事司法警察署

・UNIDAD DE POLICIA ADUANERA : 税関警察署

・UNIDAD DE POLICIA PROVINCIA Y FRONTERA : 地域国境警察署

・UNIDAD DE CONTROL DE SUBSTANCIAS PELIGROSAS : 危険物取締り警察署

・JUZGADOS POLICIALES : 簡易裁判所

・POLICIA FEMENINA : 婦人警官

##### (2) 当国警察官の身分証明書

警察官が、私服と制服の別なく、また階級に関係なく共通に所持している身分証明書の写しです。本部の各局で仕事をする職員は、この証明書とは別に、各所属部局の発行する身分証明書を持っています。

(3) 中南米地域の渡航自粛・観光旅行自粛発出一覧（92年8月27日現在）

(a) エル・サルバドル（首都圏）：観光旅行自粛（92年6月12日発出）

停戦、和平プロセスは進展しているが、治安情勢は未だ流動的。

- (b) エル・サルバドル（首都圏以外）：渡航自粛（92年6月12日発出）  
元ゲリラの武装解除未了。
- (c) コロンビア：観光旅行自粛（92年1月9日発出）  
左翼ゲリラ、犯罪組織によるテロ、誘拐、強盗等が頻発。
- (d) ハイチ：渡航自粛（91年10月3日発出）  
軍の反乱部隊によるクーデターの発生。
- (e) ペルー：渡航自粛（91年10月3日発出）  
テロ発生による治安悪化。

(4) 緊急連絡先

- ・警察：110
- ・消防署：119
- ・急病、けが：118
- ・大使館顧問医ウエンセスラオ・オチョア：(2) 37-29-86  
32-16-36 (Busca Movil)
- ・在ラ・パス日本大使館：(2) 37-31-51 (52)  
39-10-52 (FAX)
- ・在サンタ・クルス領事事務所：(03) 35-12-68  
33-13-29  
35-10-22 (FAX)
- ・平松参事官自宅：(2) 78-44-74
- ・青山書記官（領事）自宅：(2) 35-91-73
- ・泉領事（在サンタ・クルス）自宅：(03) 42-56-42  
(大使館員自宅及び顧問医の電話番号は外部に漏らさないようお願いします。)

KAN00010 ●サンタクルス「防犯の手引き」  
『防犯の手引き』

平成2年10月  
在サンタクルス領事事務所

1. はじめに

当国の主要都市は標高 3,700メートルのラ・パス市をはじめとして、ほぼ標高2,500メートル以上の高地にあります。サンタ・クルス市は標高約600メートル亜熱帯地域に位置します。

一般的に言えば当国国民は温厚な性格の持ち主であり、街中で暴力沙汰を見ることはまれです。しかしながら当サンタ・クルス市はラ・パス市等の高地の都市と比較して一般犯罪が多く邦人旅行者等が盗難等の軽犯罪に巻き込まれる例が比較的多く見られ注意を要します。また、当地はコカインの生産地に近く麻薬がらみとみられる犯罪が多数発生しておりこれまで邦人が巻き込まれた等の例がありますので、十分に注意することが必要です。

2. 一般犯罪について

(1) 邦人が被害にあった件数はそれほど多くはありませんが、最近の例としては次のものがあり、また、被害件数は若干ながら増加傾向にあります。

(イ) 警官を装った男(複数)に職務質問をすることで車(タクシー)に連れ込まれ、全所持金を奪られた。この偽警官による被害は他にもあります。

(ロ) 市中において、着衣にカラシ、ケチャップ等をかけられ、その汚れをとってやると近寄り、親切に手伝うふりをしながらスキをみて、地面に置かれたアタッシュ・ケースを持ち逃げしたり、ハンドバッグをひったくる等の手口による被害があります。

(ハ) 空港の麻薬取締官(臨時職員とみられる)が荷物、身体を検査し、自分の手に隠し持った薬包をみせ、別室で取り調べを行い、今回は見逃すとして礼金をとられた。

(ニ) 旅行中に留守の自宅に泥棒が入った。

(ホ) この他、満員のバスの中とか、市場等の人が混み合う場所ではスリの被害に遭うことがあります。これは十分に注意することで被害を防げますが、できれば、バスの代りに路線タクシー、流しのタクシー等(運賃はそれ程高くない)を利用する方が安全であると言えます。

(ヘ) 当国の道路事情は悪く、また、市内の道路に方向表示がなかったり、一方通行等の規制が変更になっても、標識とか信号は変更前のままということがあり、信号に従っても交通違反による罰金をとられることがあります。

このような事態に遭遇した際は、できるだけ警官の心証を害する言動を避け、注意を受けるだけで放免されるよう努めることが得策です。

(2) 注意、対策

(イ) 当市中心部においては治安は比較的良好ですが一般に夜間は人通りが少なくなるので外出する際は注意が必要です。中心部ではCALLE MERCHOR PINTO 周辺が治安が悪く、また町外れの第四、第五環状道路(CUARTO ANILLO QUINTO ANILLO)周辺も治安が悪いので近付かない方が無難です。

(ロ) 一般的に日本人は官憲を信用し疑うことをしませんが、当国においては、警察官等に心当たりのない取り調べを行うといわれた場合は、言われるままについて行くことをせず、場合によっては領事事務所(在サンタ・クルス)(員)の立会いを求めるとして、同館へ同行を求めるとか、電話連絡をすることをおすすめします。

なお、本物の警察官等から身分証明書類の提示を求められることが稀にあるので、旅券等のコピー(現物は安全なところに保管しておく方がよい)を常時携帯することをお勧めします。

(ハ) 上記空港の例の場合もできるだけ、領事事務所等へ連絡をとる様心掛けて下さい

。(二) 家屋に対する防犯としては、一般的に言えば門番（ポルテロ）が配置されているアパートの方が一戸建ての家より安全度が高いと言えます、一戸建てに住む場合は番犬を飼うとか、謝金を必要としますが、当国警察に警備を依頼することもできます。また、女中等の雇用に際しては、前任者、知人等の紹介による身元の確かな者を選ぶことが肝要です。

### 3. テロ、麻薬関係犯罪について

(1) これまで、邦人がテロ、誘拐事件等の対象となった例はありませんが、日本赤軍等の動向については要すれば大使館等から日本人社会に周知していますので、それに十分御注意下さい。

(2) 当国はコカインの原料になるコカ葉の生産で有名ですが、最近では、コカインの生産も増加していると伝えられます。これまでに、外国旅行をする邦人がコカインの運び屋にされた例が数件あります。その中には、中味がコカインであるとは知らず託送された品物を運搬し空港で捕まった例もありますので、他人から品物の託送や一時預かりを依頼されても簡単に引受ないように御注意下さい。

また、謝金に目がくらみ一生を棒に振ることのない様にして下さい。

なお、当国在留中の安全対策ではありませんが、コカの葉は勿論、パック入りのコカ茶も日本への持込が禁止されているので御注意下さい。

緊急連絡先等

在ボリヴィア日本国大使館	(02)373151,373152,366859,366860 (ラパス市)
在サンタ・クルス領事事務所	331329
JICA事務所	322245,325339
日本病院	352031,329432
救急車・警察 (パトカー)	110

## KAN00010 ホンジュラス【安全の基礎】

ホンジュラス共和国

Republic of Honduras

### 出入国時の留意事項

#### ●査証

日本とホンジュラスとの間には査証免除取極が結ばれているので、観光目的等による3カ月以内の滞在の場合は、査証は必要ない。

#### ●出入国審査

空路で入国する場合には、入国審査官から滞在目的、日程および宿泊場所をスペイン語で尋ねられるのみで比較的簡易に審査は終わる。陸路で入国する場合には、出国および入国の手続きに合わせて約1時間を要する。

#### ●通関

税関検査は厳しく、カバンはすべて開けて検査が要求される。免税範囲は紙巻煙草20箱、葉巻煙草2箱、酒類2リットルまで。電気製品、カメラは同一製品について1品の持ち込みが可能。

### 滞在時の留意事項

#### ●滞在届

3カ月以上滞在する外国人は、入国後速やかに出入国管理事務所で、外国人登録をしなければならない。

#### ●旅行制限

旅行制限は特にないが、バスで国内旅行をする場合、要所要所で軍による検問が行われており、旅行者だからといって汚い身なりをしていると、それなりの扱いを受けることもあるので注意が必要である。

またいわゆるミリタリー룩と呼ばれる服装については特に注意が必要で、日本では普通に売っている米軍放出品である服、ベルト、バッグあるいは水筒なども、ゲリラではないかとの疑いをもたれるので所持しないこと。これらの物を所持していたために軍に拘留された日本人もいる。当然のことだが旅券は常時携帯すること。旅券を持たずにホテルの隣の飲み屋にいたところ、有無を言わずに軍警察に身柄を拘留されたケースもある。

#### ●写真撮影の制限

軍基地、空港施設、病院施設は写真撮影禁止地域である。アメリカ大使館も撮影が禁止されており、日本人が、大使館前の横断歩道を撮影しようとしたところ、警備員によって制止されたことがある。

### 各種取締法規に関する留意事項

#### ●麻薬

コロンビア、パナマからの入国者に対しては、入国検査が特に厳しい。

#### ●不法就労

就労する場合は労働省に就労許可を求めなければならない。

#### ●治安維持

ホンジュラスは、中南米諸国のなかでも伝統的に言論、表現の自由が相対的に確立されており、1982年憲法第72条により法制面でもこれが保障されている。外国人による政治活

動は禁止されており、また、外国人がホンジュラス人に対して暴言をはいたために名誉毀損、または脅威を与えたとして、警察に身柄を拘束されたケースがある。

ホンジュラス人の40%が銃器を所持しているといわれ、殺傷事件の原因で最も多いのは、口論の末に銃器やナイフで相手を殺傷してしまうというものである。

ホンジュラス人と、特に酒を飲みながら政治や宗教について議論することは避け、決して口論をしないことである。

#### その他特殊取締

ジュネーブ条約に加盟していないので、国際免許証で車を運転することはできない。

警察官による職務質問等があった際、指示に従わない様子を見せると逮捕されることがあるほか、不審な動きをした場合発砲されることもある。

#### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

航空便が非常に不便で、特にホンジュラスの航空会社、SAHSA社はサービスが劣悪で、旅客機も数が少ないため、機体の故障が生じるとすべてのスケジュールが狂う。携行荷物の運搬は日常茶飯事で、場合によっては引き取りまでに1週間を要することもある。

ホンジュラス人はよく言えば純朴であり、できないことや知らないことについても、相手に対して何か答えなければ悪いという気持ちで、適当な答えを言うことがある。悪気があるのではないので、何かを確かめたいときは複数の人に聞くほうがよい。

#### 安全のためのひとくちアドバイス

ほかのラテンアメリカ同様、スリ、置き引き等の軽犯罪がほとんどであるが、手口は凶悪化しており、年々殺人も増加している。

#### 健康上の留意事項

テグシガルバ市はマラリア、デング熱の感染地域には含まれていないが、蚊には十分注意する必要がある。生水は上水道設備がよくないので飲まないこと。

#### 緊急時の連絡先

〈警察〉 Tel.199  
〈交通警察〉 Tel.32-6412, 190  
〈消防署〉 Tel.198  
〈赤十字〉 Tel.37-8654, 195

#### 緊急時の言葉

「泥棒」＝ラドロ  
「助けて」＝アウシリオ  
「警察」＝ポリシア  
「警察を呼んで」＝ジャメ・ラ・ポリシア  
「パトカー」＝パトゥルージャ  
「救急車」＝アンブランシア

#### 在外公館アドレス

##### ●大使館

##### 在ホンジュラス大使館

Embajada del Japon, Colonia San Carlos, Calzada Rep. del Paraguay,  
Tegucigalpa, D.C., Honduras C.A.  
Tel.36-5511 (代表), 6828, 6829

## 目次

### はじめに

1. 一般犯罪
2. 交通
3. 買物等
4. 長期滞在時の心構え
5. その他の注意事項
6. 緊急時の連絡先

### はじめに

ホンデュラスは中南米諸国の中では比較的温厚な国民性を持っていますが、ここ数年政府の経済対策のあおりを受けて貧富の差は拡大する傾向にあり、一般犯罪も増えつつあるように見受けられます。

国情、生活習慣、文化、国民性の異なる異国の地にいることを再確認し、「自分の身は自分で守る」という自己防衛意識と安全確保の自覚を持つことが大切です。特に海外で生活するには、「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」生活を心掛けることが重要だと思われています。

#### 1. 一般犯罪

邦人が被った主な犯罪には次のようなものがあります。

- (1) 空巣
- (2) スリ
- (3) ひったくり
- (4) 強盗
- (5) 車上狙い
- (6) 置き引き
- (7) 自動車の当て逃げ

##### (1) 空巣

家人が午前中2時間ほど家を留守にした隙に（メイドや警備員もいなかった）何者かが勝手口から侵入し貴重品等を盗んでいった。ドアや窓等は全て施錠されていたが、勝手口のドアは錠が一つしかなく、それがこじ開けられていた。また、ドアをこじ開けた道具は庭に放置されていたシャベルであった。

—教訓—

①信頼のおけるメイドや警備員を雇う。メイドは日本人の家庭で働いていたものを引き継ぐことが望ましい。また、警備員はコストは高いが警備会社から派遣してもらう方が安心でき、気に入らない場合等容易に変えることができトラブルもない。

②ドア等の錠は二つ以上取り付ける。

③脚立や工具類はもとより道具になりそうなものを家の外に放置しない。

##### (2) スリ

スーパーマーケット「コロニア」内で買物を終え外に出ようとした瞬間、肩に掛けてあ

った布製のバックを刃物で切られ中のサイフを盗まれた。犯人と思われる人物は貧しい身なりをした子連れ的女性2人で、犯行もほんの一瞬の出来事であった。バックに何かが触れたと感じ急いで抱えた時にはバックは切られており、その女性達は足早に去ってしまった。尚、スーパーの警備員にすぐに訴えてもその場を動こうとせず、何の役にも立たなかった。被害者が後で考えると、犯人と思われる女性2人組は常に被害者の側をウロウロしていたとのことである。

—教訓—

①買物だけに気を取られることなく、常に周囲に注意を払う。

②バック等は抱えて持つ習慣をつける。

③財布等は人前でむやみに開けない。

(3) ひったくり

メルカードでネックレスをひったくられた。

—教訓—

メルカード等を買物に行く際は目立つ服装は避け、装飾品も身に付けないようにする。

(4) 強盗

夕方6時半頃自動車で帰宅し、車庫の扉を開けようとしたところ、被害者の車のすぐ後に止まった車から2人組の男が出て来てピストルを突き付け被害者の自動車を強奪した。尚、被害者に怪我等はなかった。

—教訓—

①計画的な犯行で尾行されていたとみられる。従って尾行者(車)がいないか常に気を配り、車から降りる際に周囲の状況を確認する。通勤等の道順を変えても自宅近くや職場近くは同じ道を通らざるを得ない場合が多いので、自宅や職場近くでこそ特に用心を怠らない。

②ピストルや刃物を突き付けられた時は身の安全を第一に考え争わない。

③人通りの少ない所で追突されてもむやみに車外へ出ないこと。自動車強盗の可能性あり。しばらくの間相手の様子を観察すること。

(5) 車上狙い

自動車を路上に駐車し昼食をレストランでとっていたところ、自動車の後部トランクに入れてあったバックが盗まれた。バックの中には旅券が入っていた。

—教訓—

①鍵がかかるとはいえ自動車のトランク等を過信せず、荷物は持ち歩くようにする。また持ち歩くことが不可能な場合に最低限旅券等の貴重品は身に付ける。その際も長時間車から離れない。

②ダッシュボードや座席の上等、外から見える位置に荷物を置いたまま車を離れると、この手の犯罪を誘発することになる。止むを得ず荷物を車内に残す場合には外から見えない位置に置くことが肝心。

③駐車する場合は警備員のいる駐車場に止めるか、路上に止めなければならない場合も人通りのないようなところに駐車することは避ける。長時間車から離れないことは言うまでもない。

これらの犯罪に加え、最近駐車中の自動車の盗難や、白昼ENE E (電力公社) やHONDUTEL (電話公社) の社員を装って家に入り込み強盗を働くという事件が起きています。ENE E等の社員を名乗っても容易に家の中へ入れることなく電話等で確認したり、不信に思ったら絶対に中に入れてはいけません。また、その旨を家族を始め使用人に教育することも大切です。

## 2. 交通

### (1) 自動車の運転

自動車は日常生活の中で欠かせない交通手段です。その運転には細心の注意が必要なのは言うまでもありませんが、ホンデラスの道路事情は良いとは言えず、ドライバーのマナーや安全への意識も高くありません。一歩間違えれば加害者にも被害者にもなり得るこ



とを認識してハンドルを握って下さい。

①ホンデュラス人ドライバーは方向指示器を出さずに急な進路変更や停車をするので、車間距離を十分に取るよう心掛けて下さい。また、些細なことでクラクションを鳴らされることありますが、イライラしたり慌てずに余裕を持って運転することが大切です。

②歩行者が自動車に注意せず道路を横断することがよくあり、また物乞いや新聞売り等も路上にはたくさんいます。日本的な「歩行者は自動車の流れに注意を払っている」という感覚を捨てて歩行者等には十分注意して下さい。

③運転中はドアロックを必ずするようにして下さい。交差点で停車したところ、ロックのしていないドアから強盗が乗り込んできたという事件が過去にありました。

④不幸にして事故を起こしてしまった時は、交通の妨げになったとしても事故後に自動車を動かさず、そのまましておきます。これは動かした方が加害者として扱われてしまうからです。怪我人がいればその救護を行い、交通警察に連絡をして来るのを待ちます。また、ちょっとした自動車同士の接触事故で明らかに相手側が悪くても、当事者間で言い争うことは避けて下さい。一見温厚そうでもカッとすると発作的な行動を取ることがあります。実際ホンデュラス人同士の自動車接触事故で当事者が話し合っている光景を目にしたことがありません。

⑤路上等で自動車が故障した時に支援を受けるために、オートモビルクラブの会員になるのも策の一つです。

## (2) タクシー

タクシーの数は比較的多く便利な交通手段の一つですが利用には十分な注意が必要です。①相乗りが一般的なので乗る前にはっきり相乗り拒否を告げるか、また既に相乗り客がいる場合は注意し、場合によっては次のタクシーが来るのを待つことも考えて下さい。

②夜遅くに一人で利用することや長距離を利用することは避けた方が無難でしょう。

③タクシーにはナンバープレート（黄色でA〇〇〇〇〇の）他に車体に営業許可番号が表示されています。利用の際に控えておくとトラブルに遭った時に後で役立ちます。

## (3) バス

バスはホンデュラス庶民の足であり、その生活が実感できる交通手段です。しかし様々な社会層の人が利用するため危険も大きいと考えて下さい。

①ターミナルでは置き引きやスリに十分注意して下さい。ホンデュラス人から「荷物を見ていてあげるから切符を買ってらっしゃい」と親切な言葉を掛けられ、荷物をその人に任せるところ、その荷物を盗まれたという事件がありました。

②運転手の安全意識が希薄で、客が降り終わらないうちに（あるいは乗ろうとしている際中に）動き出すことがあります。乗り降りの際には十分な注意が必要です。

③乗客がまばらになった時など不審な者がいないか注意し、もし自分が狙われていると察知したら、早めに助けを求めるようにして予防して下さい。

## 3. 買物等

特にメルカードを利用する際は目立つ服装や装飾品等を身に付けないよう心掛けましょう。スリやひったくりの標的になります。また物珍しそうにキョロキョロすることなく、既に長期間滞在し、土地の事情に通じているように振る舞うことも大切です。

(1) 必要以上の金銭を持ち歩かないようにし、人前でサイフを開けなければならない時は周囲に気を配る。

(2) メルカードで荷物持ちを申し出る子供がいるが荷物を持ち逃げされないよう注意する。

(3) 銀行や両替商を利用する際には店内に不審な人物がいないか注意する。もし不審な人物がいるようであればそこで両替等を行うことは諦める。また利用後店を出る際にも周囲に注意を払う。銀行でドルからレンピラに両替し、店を出た直後に店内から後を追ってきた者に金を強奪されるという事件がありました。

## 4. 長期滞在時の心構え

### (1) 住居

一般的に一戸建て住宅よりもアパートの方が安全ですが、現在様々な物件があるので選定にあたっては他の日本人のアドバイスをを受けながらじっくり選ぶとよいでしょう。また防犯設備を整えるのにある程度の費用がかかることを念頭に置いて下さい。(交渉次第では大家又は不動産業者に行わせることもできます)。

①ドアや窓の錠は二重又はそれ以上である。

②窓等に鉄格子が取り付けられている。

③外塀が高く、また有刺鉄線等がある。

④空き地が隣接していない。

⑤乾期の水不足に備え大きめの貯水設備がある。

⑥居住の際は施錠の習慣を付け、むやみに他人を家の中に入れない。また見知らぬ人物からの電話に対してはこちらから名乗らない。そしてこれらのことを家族、使用人にも徹底させる。

### (2) 使用人

転勤等でホンデュラスを離れる日本人から引き継ぐか、日本人の紹介によることが望ましいが、そのような機会は少なく、また安心して紹介できる使用人がなかなかいないというのが現状です。できるだけ身元のしっかりした人を雇い、信頼関係を築きながらも100%信用することはせず、どこかでその行動に注意を払うようにします。

①貴重品類は鍵のかかる場所に保管し、机の上等に放置しない。

②解雇する場合はトラブルを避け、恨みや反感を買わないようにする。

### (3) 警備

警備員を雇うことは不可欠なことになりつつありますが、前述のように警備会社の警備員を雇った方が安心といえます。また、警備会社では警報機器の賃貸を行っているところもあります(工事費別で1ヵ月200レンピラ程度)。番犬を飼うことも防犯のための一つの方法です。

## 5. その他の注意事項

(1) ホテルに宿泊する際は一流ホテルといえども所持品に注意し、鍵のかかるトランクに入れるかセーフティボックスを利用する。脱いだ上着のポケットから100ドルのうち10ドルだけを盗むというような、物品全部を盗まずに一部だけを盗む手口が多い。

(2) ホンデュラス人は一般に温厚といえるが、酒の席等で急にカッとなり発作的に殺人を犯すことがあります。酒を飲んでの議論はたとえ親しい間柄でも避けた方が良いでしょう。

(3) 大麻の栽培が時々摘発されたり、コカインの密輸が摘発されており、麻薬事件に巻き込まれる可能性は十分にあります。米国へ旅行する際等、小包などの荷物を運ぶよう依頼されたら注意することが肝要です。

(4) ホンデュラスにおけるテロ組織は弱体化の傾向にあり、また中米和平の達成に伴ってテロ行為は益々減少するものと思われます。しかしながら他の中米諸国における邦人の誘拐事件が大々的に報道されることにより、ホンデュラスにおいても同様の事件を誘発しないと限りません。引き続きこの種の事件に対しては注意が必要です。

## 6. 緊急時の連絡先

警察(FUSEP)	199
交通警察(TRANSITO)	32-6412 (交通事故の際)
消防車(BOMBERO)	198
救急車(AMBULANCIA)	195, 39-8654, 37-8654
大学病院(HOSPITAL ESCUELA)	32-6105
クリニカ・ビエラ病院(CLINICA VIERA)	37-7136, 37-3160
ポリクリニカ病院(HOSPITAL POLICLINICA)	37-3211~13

日本大使館・・・・・・・・・・・・・・・・ 31-5511, 32-6828~9

外務省作成「海外における誘拐対策Q&A」、「海外赴任者のための安全対策チェックリスト」「海外における脅迫事件対策Q&A」等の冊子を用意してあります。御希望の方は領事部までお問合せ下さい。

また、「防犯の手引」についての御意見を在ホンデュラス日本国大使館領事部までお寄せ下さい。

昭和61年12月12日

在留邦人各位

日本人会々長 真田 佳明

誘拐対策の手引き

緒言

中米では、過去においてはエルサルバドルにて日本人の誘拐が頻発しました。現在のホンデュラスは絶対安全かと言うと、必ずしもその可能性が無いわけではありません。今回 大使館から「防犯の手引き」が発行されましたが、詳細については日本人会から出すことになりましたので、ダイヤモンド社発行の「海外安全の知識と実際」を参考にして、その当時の在エルサル日本人会発行の「誘拐対策の手引き」を再編集し、会員各位に配付したいと思います。

「備えあれば憂いなし」と言う諺もあります様に、本編が皆様を誘拐から護る手引きとして役立てば幸いです。

編算に当たっては、具体的に判りやすくをモットーにしましたが、安全と言う性格上、全てを網羅する事は難しく、舌足らずの表現やら、或る場合には、一般の方々にとっては、随分と大げさと思われるような対策まで含めざるを得ませんでした。

安全については、各自が置かれた立場、周囲の状況に応じて、判断していただく事が大切です。従ってここに書かれている事が「誘拐対策の全て」ではありませんし、ここに書かれている事を全て実行せねば「安全でない」と言ったものでもありません。

それゆえ第2章に述べている基本を元に、本冊子で述べている各事例を充分検討され、各自で独特の対策をたてて下さい。それによりエルサルカのインシンカ社事件、最近のマニラ事件に続く事件の発生を起こさない、起こさせない努力をしましょう。

§ 奥様方に

女中の教育資料として、第4章の第3節(2)を西訳し、本冊子の末尾に添付して在ります、ご利用下さい。但し最後の友人の項は、プライバシーの点で微妙なところがあります。賢明な皆様方の運用の妙で効果を上げて下さい。

目次

- 第1章 誘拐とは
- 第2章 誘拐は防止できるか?
- 第3章 犯人達はどのようにして誘拐を行なうか
- 第4章 誘拐防止の為の具体的方法
  - 第1節 外出に際しての対策
  - 第2節 家庭に於ける安全対策
  - 第3節 運転手及び家庭使用人に対する教育
    - (1) 運転手
    - (2) 女中・家庭使用人
  - 第4節 車で通行中襲われた時の対策
  - 第5節 不幸にして誘拐された時の対策
- 別章 交通事故について
- 終言
- (付録) 女中・家庭使用人の心得(西訳)

## 第1章 誘拐とは

誘拐は次の3種類に分類できる

1. 共産主義者による政治的目的のもの
2. プロの犯罪者による営利目的のもの
3. 狂言誘拐

### 1. 共産主義者による政治的誘拐

犯人達は強い信念に基づいて、自分の危険をかえりみずに実行するので、もっとも危険性の高い誘拐である。

一般に老練かつ有能な顧問団によって、計画・実行が指導されている事が多い。すなわち細密な計画による大胆な行動が特徴である。

当国の共産ゲリラ組織にはモラサニスタ・ホンデュラス解放戦線、革命軍事運動 (MAR)、人民解放軍 (FPL)、フロイラン・トゥルシオ、シンチョネロ人民解放運動 (MP LC) 等があるが、特にMP LCは、1980年3月に結成したばかりだが、82年9月サン・ペドロ・スーラの商工会議所占拠事件を起こしている。また82年11月のコストリカ松下事件では、エルサルの共産ゲリア連合組織FMLN一派により小菅氏は胸に銃弾を受け24日後に死亡している。

### 2. 営利誘拐

マフィア、暴力団の資金稼ぎとして最近多くなって来ている。

比較的実行が容易であり、かつ、その経済効果が大きいいため暴力団にとっては魅力あるものの一つである。

## 第2章 誘拐は防止出来るか？

今までに起きた誘拐事件を細かく分析すると「適切な手段」を講ずることにより、誘拐はかなり防止できることが解る。

すなわち 1. 誘拐される可能性のある人自身が、誘拐を避けようと努力すること。

a. 危険に対して、無関心であってはいけない。

b. 偏見 (経済援助・協力等で貢献しているのだからという意識) によっ

て、安全対策を無視せぬこと。

2. 日常生活を知らしめない。

a. 誘拐の目標となりそうな人は、日常生活を犯人達に観察され、知られないように心掛ける事。

b. 毎日規則的に行動しないこと。

3. 心配ばかりせず、安全を心掛けて行動する。

a. 常に他人 (警官でさえも) を疑う、すべての事象を疑う。

b. 常に監視の気持ちを失わない。

以上の点に気を付けることにより誘拐者達は彼らの計画が立てにくくなり誘拐を防ぐ事ができる。

## 第3章 犯人達はどの様にして誘拐を行なうか

### 1. 計画を立てる為の調査

犯人達は、誘拐しようとする人に付いて、何日も、何週間も、場合によっては数ヶ月の間、調査・研究する。

a. 住居、職場付近地域の徹底的な調査

b. 目的とする人物の生活・行動の調査・観察 (生活・習慣・時間帯・スケジュール等)

c. 家族 (妻・子供達・その他) の行動の特徴

d. 女中・運転手等の行動及び防禦手段の有無

## 2. 計画の立案

1. の調査に基づき、犯人達は計画を立てる。更に、この計画が正しいものかどうかを確かめるために、更に1. の調査を続行する。

## 3. リハーサル

計画が立てられたからといって、直ちに実行に移される事は無く、綿密なリハーサルが行なわれる。このリハーサルは犯人個人個人が誰の指示を受けずとも、計画どおり反射的に動くようになる迄続けられる。

以上の様に、調査・観察・リハーサルがあることは、これに対する対策が立てやすい事でもある。この時点で気が付き、発見しなければならない。

## 第4章 誘拐防止の為の具体的方法

### 第1節 外出に際しての対策

#### 1. 家、事務所を出る前に

ブラインド・カーテンの隙間から、通りの様子をうかがい、一見なんでもないが、毎日起きていることとは違う事項に注意する習慣を付ける。例えば、道路工事・電話工事・水道工事・その他の工事・中に人のいるトラック・誰かを待っている様子の人物・恋人どうし等の位置を確認する。コストリカ松下事件では男女6人が、自宅付近でバスケットボールで遊ぶ振りして待機し、車で出てきた所を自動小銃にて、車ごとの誘拐を計った。遠近を問わず、駐車中のトラック・マイクロバス・ピックアップ・乗用車等、あらゆる車に気を付けること。例えば、人が見えなくても隠れていて、車の中からあなたの行動を見張っているかも知れない。

こうした事があればナンバーを控えておくこと。  
同じ車が毎日ある場合は、狙われている可能性が高い。

#### 2. 家、事務所から出る時

常に上記の事項に気を付ける。エルサル・コストリカ事件を含め、この時の犯行が多い。

#### 3. 道路では

a. 自分で運転している時は勿論、運転手付であっても、車の中で書類を読んだりせず、自分でも状況に注意する習慣を付ける。

もし怪しい車に尾行されたり、怪しいことが起きたときは、赤信号を利用して進路を変え尾行を振り切ること。

b. 不審な車に気付いたら一旦停止し、その車をやり過ごし進路を変えるのもよい。

c. 事務所・家に入るとき、直接入らずに事務所・家の周囲一区画をぐるっとひとまわりしたり、次の日には、これを途中でやめて、Uターンして引き返したりする事は、一見馬鹿気ているが、良い対策となる。

#### 4. 外出の時間を毎日変える。

判で押したような出社・帰宅・外出は、犯人には絶好の材料となる。

#### 5. 車を変える。

時々、車を変える。又、いつも使っている車にあなたに似た人に乗ってもらい、いつも

の時間に、いつものルートを通ってみる。この時誰かがこの車を追尾し、他の尾行車がないかどうかを確かめる。これは定期的に行なう必要がある。

6. 道順を変える。

入社・帰宅・外出の道順は出来るだけ変える。運転手には車に乗ってから指示する。

7. 行動を徹底的に秘密にする。事前に行動予定をあきらかにし、これと異なった行動を意識的にする。あなた自身、行動予定を立てず、衝動的に行動する。

8. 常にスイッチをONにしたトランシーバーを持ち事務所・家と連絡が取れるようにする。

9. 淋しい道は避け、交通量の多い道を走る。危険な地域に入らない。

10. 道路は出来るだけ中央寄りを走る。特に4車線の道では中央レーンを走る。

11. 車の窓は出来るだけ閉める。止むを得ない時でも少しだけ開ける。ドアは必ずロックする。

12. 夜は車を道路に停めない。どんな短い間でも必ず鍵を掛ける。

13. 車に乗る時は、車の中・下・前に不審なもの・導線等がないかどうかを確かめる。

14. 車の前方にとがった物等がないか気を付ける。

15. 車で襲われた時の対策は、第4節「車で襲われた時の対策」参照。

16. 常々、旅券・保険関係書類・所在国及び在日の連絡先リストの必要書類や医療関係記録（病歴・血液型、常用薬・持病歯科医の記録等）を整理し、所在を同僚・家族に解る様にしておく。

17. 特に身代金支払い問題については、相談あるいは委任する人物を定め、その旨を限られた同僚・家族に知らせておく。

## 第2節 家庭に於ける安全対策

### 1. 玄関・出入口

a. どんな器具を使っても、開けられない様な嚴重な扉を付ける。鍵は家族の人だけが持ち、使用人には渡さない。

#### b. 安全鎖

ペンチ等で切れない鎖を付ける。鎖の長さは20cm以下とする。商人との応対などは、場合によってはこの鎖ごしに用事を済ませる。

c. 扉にTVや鏡をつけ、扉を開ける前に確認する。

d. 通用門の鍵は、掛かっていなかったり、壊れていることが多いので、カンヌキ錠を必ず掛ける。ここにもものぞき窓などをつけ、死角が無い様に鏡を組み合わせておく。

e. 正門は電気ドアにするのが一番良い。

### 2. 車

#### a. 車庫

車の乗り降りの時は、何も悪戯されていないか、エンジン・車内・及び車の回りに何か仕

掛けられていないか、必ず気を配ること。

b. 車

車の修理は信頼できる修理工にやらせる。もしこの修理工を「首」にするときは、他の信頼できる修理工に車をチェックしてもらう。

c. 車で出発する時

走り出す前に、回りに釘などのとがった物が無いか、又、前方に行くてを塞ぐ障害物（者）が無いかを確かめる。

d. 自動車をロックせずに駐車してはいけない。必ず鍵を掛ける習慣を付けること。

### 3. 庭

a. 安全地帯を設ける。

建物の近くには、樹を植えずに芝だけにする。バルコニー、テラスは外から入り易くはないか、隣家のつくりや、垣根等危険な個所が無いか調べる。近所に空家が無いかも注意する。

b. 安全地帯に80ポンド（36kg）以上の物（者）が乗った時、鳴り出すアラームを5cm間隔で備え付ける。又、80cmの高さに誰か人が通った時、鳴り出すアラームを備える。窓や戸にもアラームを備え付け、家の中、要所要所に防犯ベルを付ける。

c. 照明

夜間、庭に侵入者が有った場合、自動的に点灯する照明を付ける。照明は死角の無いように配置し、建物の周囲は特に数を多くする。

d. 番犬

怪しい人物を見たら直ちに攻撃するように訓練された犬（メス犬に限る）を放しておく。出来れば番犬を家の中にも入れておく。

外出時には犬を連れていく。近所の犬の吠え声にも注意する。

### 4. 緊急時の連絡

a. 何かが起こった時、家の中から助けを求められるように、家の中の各所に隠しマイクを取付け、外・隣家にスピーカを備える。

b. 家族・使用人全員が、緊急連絡先（警察・会社・知人等）の電話番号を覚えておく。又、電話のそばに掲示しておく。

c. 常にスイッチの入ったトランシーバーを携帯し、事務所・自宅と連絡が取れるようにしておく。

### 5. 一般的知識

a. 電話

電話帳から家の電話番号を探知されぬ為、HONDUTELに申請して電話帳に掲載しないようにしてもらう。

電話が掛かって来た時は、相手が誰か確かめてから話し出すこと。

犯人は目的の人物の声を確認したり、在宅しているかどうかを確かめる目的で電話をしてくることがある。電話の応対については、女中の教育の項も参照されたい。

b. 住所録・名簿

事務所の住所・電話番号のみ記載し、自宅は載せない事。

今後は日本人会の名簿も仮名・漢字で現地人には理解出来無いよう対処してもらう。

c. 契約書

実際の自宅の住所を記入しない。

d. 電話番号及び自宅の住所は、あまり他人に知らせないように常に心掛ける。

e. 招待

客を招待する場合は、レストラン・ホテル・クラブ等、社交の場所か、又は、別荘で行なうようにし、家族と共に生活する自宅で行なう事は出来るだけ避ける事。自宅に招待すれば来る客の90%の人達に知られたくないプライバシー迄知られてしまう事を忘れてはな



らない。

接待の仕事に来るボーイを始めとして、招待者夫妻、又はその子息と一緒に連れて来るその知人（実際には招待されていないのに、誘って連れて来る習慣が有る）に至る迄、知られてしまう訳で、この後者の人々が一番危険であり、家族の安全を脅かす情報が流れる事になる。

#### 6. その他気を付ける事

- a. 懐中電燈と武器を家の手近な所に数箇所隠して置く。
- b. 雨やスコールの時は一層気を付ける。
- c. 少しでも疑わしい事が有ったら信用出来る人に必ず話をする。
- d. 以上の安全対策は家の構造、周囲の状況により適宜変更しなければならない。

### 第3節 運転手及び家庭使用人に対する教育

実際にあった遭難の状況を個々に且つ慎重に分析した結果、誘拐・犯罪を防止する為の必要な対応策として、運転手・家庭使用人には次に掲げる教育を徹底して行わねばならない。

#### 1. 運転手

運転手している時も、停/駐車している時も、常に周囲の状況の監視を怠らず、あらゆる現象から誘拐犯罪が行なわれそうであるという事を早目に察知するように教育し、又事態に直面した場合、活発且つ冷静に対応する行動が取れる様に熟練する事。

運転手は絶対的に信頼する上司とは事に当たって運命を共にする気構えがなければならず、又危急の瞬間にもその持場を離れず上司と一緒に犯罪に立ち向かう勇気を持ち合わせている人物であることが必要である。

その手にはハンドルと言う素晴らしい武器を持っている事を忘れず、危険な状況下にあっても沈着に運転し、瞬時たりともこれを放棄する事が無い様に教育する事。

#### 2. 女中・家庭使用人（本編末尾掲載の西訳を彼等に読ませる事）

身近な使用人は、出来るだけ信用できる者を選び、次の事を実行するよう十分に教育する事。

##### a. 出入口

- ①出入口の扉は内外を問わず、便所に至る迄、完全に閉めておく事。
- ②ちょっとした間だからと言って、扉の錠を掛けず開け放して外に出ない事。
- ③玄関はいつも明るい電燈をつけ、家の中は玄関の電燈より暗くする。

##### b. 訪問者の対応

- ①直ぐにドアを開けず、覗き窓より確認する。
- ②不審な同伴者はいないか？付近に不審な者がウロウロしていないか？
- ③ドアを開ける時は、錠錠を掛けたまま細目に開ける。

##### c. 主人の親族が来た時

- ①主人の親族の者でも、見馴れぬ人が一緒の時はドアを開けてはいけない。主人に誰が誰と来たかを告げ、指示を待つ。
- ②又、非常識な時間であれば、例え主人の親族の者でもドアを開けず、主人に告げ指示を待ってからドアを開ける。

##### d. 物売り、オルデナンサの場合

- ①ドアを開けずに会社名、用件を聞き、主人に伝える。
- ②予期せぬ品物を届ける配達人に対しては、その品物を扉の外に置くように言い、送り状はドアの下から受け取りサインする。配達人が立ち去り周囲に不審な人がいないのを確かめて、ドアを開け、品物を入れる。
- ③物売りは通用口で対応する。

見馴れぬ行商人は相手にしてはいけない。

e. 工事人、フミガシオン等

①電話・水道・電気の工事人が来てもドアを開けてはいけない。主人にその旨告げ、指示を待つ。(主人は工事人の姓名・彼等に工事を命じた責任者の名を聞き、電話で確認した後、ドアを開ける様に指示する。この間、工事人達は外で待たせるのがこちらの習慣である。)

②この様な場合は、事前に、何時、誰をとという連絡が有るのが普通であり、連絡の無い場合は疑いを持つべきである。

③先方に誰の家を訪ねているのかを言わせる。違っている場合はただ「NO」と言う。当方の名前を言ってはいけない。

f. 電話の応対

①受話器を取ったら、相手が話をする迄黙って待つ。

②間違い電話の時は「NUMERO EQUIVOCADO」とだけ言って電話を切る。

③主人の名前、自分の名前を相手に言ってはいけない。

④自分の友達に電話番号、主人の名前、家族の名前を教えるはいけない。

⑤自分の家族からの電話は、緊急の時以外は許されないから、そのつもりで。

g. 主人の事は誰にも言ってはいけない。

①たとえ自分の親族でも、次の様な事は言ってはいけない。

(主人の名前、職業、住所、家族の構成等)

②たとえ親であっても、次の事は言ってはいけない。

(主人の習慣、出勤の時間、帰宅の時間、勤務先、子供の学校、防犯装置の有無、家の構造、番犬の有無等)

③ハンサムなゲリラが、あなたをだまして主人の事を聞こうとし、あなたに近付いて来るかも知れない。恋人に主人の事を話してはいけない。

h. 次の様な事が有ったら、直ぐ主人に話しなさい。

①ドアの近くに箱、包物等不審な物が置いてあった時。

②家の周囲に見馴れぬ自動車、トラック等が長い間停まっていたり、しばしば停まっている時。

③HONDUTEL、ENEE、SANAAその他労務者が近くで工事を始めたり、準備をしている時。

④不審な男が家の周囲をうろついている時。

⑤家の周囲に人待ち顔の男が長時間たらずで居る時やぶらぶらして居る時。

⑥買物などで外に出たときに、尾行された様な場合は近くの店から主人に電話をする事。

i. 子供を散歩させる時

①幼児を乗せた乳母車を店に入口、垣根の近くなど人通りに近いところに置いてはいけない。誰かがさらって行ってしまうかも知れない。

②急用が起きた場合でも、知らない人に預けてはいけない。又、小さい子供に預けることも危険だから駄目。

③子供を道路で遊ばせてはいけない。自転車で遊ばせる場合、目の届かぬ所まで行かせてはいけない。

j. 友人

①自分の働いている所(主人の家)に友人、親族を訪ねて来させない。緊急の場合で親族が訪ねて来る時は主人に話す事。

②知らない人や、たとえ近所の人でも新しい人を信用してはいけない。

③恋人が出来たり、新しい男友達が出来たら主人に話をする。

④求愛者が家のまわりをうろうろして居る時も主人に話をする。

⑤主人の事を知る為、求愛者を装ってテロリストが、あなたに近づく事がある。はずかしながら求愛者の事を主人に話そう。

#### 第4節 車で通行中襲われた時の対策

場所は無限にあり、誰を、何処で誘拐するかは解らない。従って、その時々に応じて運転手の判断、行動は重要な鍵を握る故、以後いくつかの状況について説明する。

#### 1. 2台の車にて進路をブロックされた時

◎こういう場合は停車・後退せず相手に向かって行くべきである。すなわち減速せず、むしろ急加速をして、右又は左の障害車のどちらかに、自己の車を衝突させる。この方法によって逆に相手側に脅威を与え、かつ、相手側の車を衝突によって除く。その為には真正面より衝突するのではなく、斜めに衝突するのが有効である。(図-1)

◎この時、重要なのは「逃げ道を実際につくれるか否か」である為、かなり加速をして確実にブロックしている車を除けるスピードまで加速すべきである。衝突に際しては、方向を失わない様にハンドルをしっかり握る。

夜間誘拐にあった場合は、前照燈を上げ、相手側に目くらみ及び不安を与え、且、その間の相手側の行動を遅らせる。反対にこちら側は出来る限り敏速に行動し、最も近い車に前述のごとく衝突させる、衝突を恐れるのが、一般的であるが、意識して衝突する時は、車の中は案外安全なものである。

◎又ブロックされている所まで距離がある場合は急停車、後退、又はUターンして何等かの方法にて逃げる事を考える。又そのブロックしている車のどちら側かに舗道が有る場合は、完全に又は片側のみの車輪を乗り上げて逃げ道を確保することである。(図-2)

#### 2. 2台の車にて追跡され、追い付かれた場合

まず始めに逃げる様に見せ掛けて、直ちに加速するが、その直後、急ブレーキを掛け、追突を避ける為、左右にハンドルを切るか、又はUターンをし、追跡者を追い越させる。追跡車は驚き、そのまま行ってしまおう。

#### 3. ピistol等の武器を持っている者に追跡された場合

最も効果的な方法の一つは急ブレーキを掛け、相手側に追突させる事である。当方はトランクを損傷するが、相手側の車は操舵部及びモーター部を損傷する故、衝突後の逃げ切りには有利である。但し追突時に起こるムチ打ち症防止の為後頭部を座席の背もたれに密着させる。

追跡され並行に並んだ時が、停止を命じる瞬間であるが、その時、それを無視し、直ちに接触又は衝突するぐらい左右に急ハンドル、急ブレーキを掛ける。これは相手側を動揺させ、同時に物的又は肉体的損害を与える可能性がある。又、この急ブレーキ、急ハンドル及び接触の音は多くの者の注意をひきつけ、多くの証人を作る事を意図とする。この段階で相手側は大衆の目を考慮して実行を中止するであろう。衝突に際しては相手の車を転倒させる事まで考慮すべきである。

#### 4. 前方又は斜め前より発砲を受けた場合

左右に急ハンドル、急ブレーキ、急発進を行なう。これは発砲チャンスを与えない為で、発砲者に度々その姿勢を変えさせる事である。又、こちら側も発砲すべきであるが散弾銃は自動車の窓ガラスを打ち破れない為、使用しない方が良い。最も効果的な方法は、相手側の車へ直接衝突する事である。

#### 5. 誘拐者側の車を破壊・損傷させる為の車の扱い方

a. 誘拐者の車が側面を向けて進路をブロックしている場合は、衝突によってそれを横転させよ。(図-3)

b. 相手側の後部側面の一部とこちら側の前照燈部が接触している場合は強引に押し返し、それを取り除き、逃げ道をつくる。(図-4)

c. 自分の車の前方バンパーに誘拐者側の後方バンパーが乗っている場合は転倒させる

。(図-5)

d. 前輪の泥よけに衝突する事は、相手側へダメージを大きくする事が出来る。(図-6)

e. 車の前面を損傷する事は、後方を損傷する事よりもダメージは大きい。(図-7)

## 第5章 不幸にも誘拐された時の対策

### 1. 誘拐された人の心得

a. 捕らえられて孤独な状況に置かれても、家族・関係者・所在地国当局・我国官民等多くの人々が一体となって安全な救出に努力している事を忘れず、苦しい拘禁生活下でも常に冷静沈着に心掛け、状勢を有利に導くよう努力する。

b. 犯人は一見合理的な人柄に見えても、ノーマルな行動をするとは考えてはならない。

c. 犯人の指示には出来るだけ従い、挑発したり刺激したりしないようにし、特に肉体的争いは絶対にしない。

d. 一般的に言って逃走のチャンスは無いと思わなければならない。注意深く計算して逃走成功の最善のチャンスがある場合以外には逃走を計らない。

e. 家族・友人・会社の事は出来るだけ話さない。

f. 連行される際は、移動時期・方向・速度・距離を記憶し、道標・臭い・声・音を含むすべての外界の動きに注意する。

g. 犯人の容貌・性格・動作や言葉の特徴に注意する。

h. 犯人とある種の相互理解の雰囲気を作ると有利な事がある。

### 2. 誘拐された人の家族及び関係者の心得

a. 直ちに大使館(小沢領事)に連絡する。(32-6828)

b. 電話にテープレコーダを取付け、スペイン語の堪能な人をつける。

c. 犯人からの連絡があったら、その機会を逃がさぬ事。

## 別章 交通事故について

交通事故については、駐車の方法・整備の在り方・運転の方法等は既に熟達されていることと思います。基本的には日本で違反な事はここでもやっではないけない事と考えて下さい。「外国人だから、許される。」と言う場合よりも「日本人だから、許さない。」と言う事の方が多いと考える方が、合理的です。

### 1. 人身事故

#### a. 加害者の場合

イ、自分の身が危険になる可能性が有る様な事故の場合は、直ぐ現場を離れ自分の弁護士に連絡をする。(又は会社・所属先から連絡してもらおう。)その時には、事故の場所・状況・時間等を説明する。

ロ、日本大使館は、小沢領事に連絡する。

ハ、警察に連絡をし、現在自分はどこに居るのか、又、身に危険を感じた為、やむなく現場を離れている旨を説明する。

ニ、保険会社にも連絡し、対処してもらおう。

#### b. 被害者の場合

イ、会社又は所属先に連絡してもらおう。但し貴重品やパスポートは持ち逃げされないように注意すること。

ロ、来てもらった人間を介して前記の各所に連絡をつけてもらおう。

ハ、夜間、周囲に人がいない時は、加害者が事故を隠そうとして殺意を持つ場合が有る

ので、よく注意をしなければならぬ。基本的には、夜は単独行動をしない。

## 2. 衝突事故

イ、相手の身分証明書・運転免許書等で氏名・職場・職責・住所等を確認し記録する。

ロ、弁護士・保険会社に対処させる。

## 終言

どの様な事故・災難もある程度は日常の注意・要心・行動・心構え等で防げる事と思われれます。それ故、病気も含めて「そういう状態になったらどうしよう。」という事よりも「どうしたらそういう状態にならないか。」が大切だと思います。この手引きを作成している間も、パナマでは「富士」の奥さんが刺殺されたと言う話も聞きます。ピストルという武器も、持たないに越した事は有りません。しかし、もし持つのだったら中途半端な持ち方はかえって危険を呼びます。射撃場に通って扱い方を熟達して下さい。

## KAN00010 メキシコ【安全の基礎】

メキシコ合衆国

United Mexican States

〈注〉 1994年1月15日現在、メキシコのチアパス州には観光旅行自粛勧告が発出されている。

### 出入国時の留意事項

#### ●査証

メキシコと日本の間には査証免除取極があるので、観光等6カ月以内の短期滞在目的の場合には査証を取得する必要はないが、最寄りのメキシコ大使館、領事館、観光省在外事務所でツーリスト・カード（通称FMT、無料）を取得しなければならない。ただし、空路で入国する場合には機内で配布される。

入国時に滞在許可期間が決定されるが、その許可期間が30日や90日の場合には、内務省（Secretaria de Gobernacion）で滞在期間延長手続を行えば、継続して最高180日間までの滞在が可能である。観光目的以外で入国する場合は、査証のほかに入国許可証が必要。この場合は、内務省の事前許可が必要なため手続きに時間を要するので、できるだけ早い時期に在日メキシコ大使館で手続きを取らなければならない。

#### ●出入国審査

入国審査時の時間のロスを避けるため、あらかじめ2枚つづりのツーリスト・カードに所要事項を記入し、その2枚の裏面右下にサインをしておく。また、ツーリスト・カードを紛失した場合や所持していない場合には、その旨を入国審査官に告げて新たにツーリスト・カードをもらい、所要の手続きを済ませる。

出国審査時の無用のトラブルを避けるためツーリスト・カードを紛失した場合には、あらかじめ内務省で出国許可を取得しなければならない。出国予定日までにその許可が下りない場合もあるので、ツーリスト・カードを紛失しないよう十分注意すること。

日本人に対する入国拒否事件はまだないが、その第1号にならないように。渡航目的が就職や報酬を受ける活動に従事するような場合には、入国前に最寄りのメキシコ大使館、領事館に問い合わせる必要な査証や入国滞在許可証を取得すること。

また、米国とメキシコの国境通過に際しては、次のようなトラブルが起こりやすいので十分注意すること。

(1) 米国から陸路でメキシコに入国する人の中に、ツーリスト・カード等の入国カードを所持していなかったり、所持していても入国許可印の押印を受けていなかったりする場合が時々見られる。米国に隣接するメキシコの国境都市のみを訪問（3日以内）する場合には、それでも問題は生じないが、国境都市以外の地へ旅行する場合には、不法入国、不法滞在となり、強制退去・本国送還処分に付されることがある。したがって、メキシコ入国前に必ずツーリスト・カード等を取得し、入国時には同カードに入国許可印（入国日付け、入国地点および入国審査官名の記載がある）を忘れずに押印してもらうこと。入国審査官が見当たらないときには自分で探し、かつ、入国審査官が押印の必要なしとっている場合でも頼んで押印してもらうこと。

(2) 米国に留学している学生で、学校の休暇等を利用してメキシコに入国する人が増加している。しかし、米国への再入国に不可欠な「I-20」様式を携帯していなかったため、予定どおりの日に学校に戻れず、メキシコの米国大使館で学生資格証明および再入国許可取得手続を行わねばならなくなり、多くの時間的、金銭的ロス余儀なくされるケースがしばしばある。したがって、米国から一時出国し、再度米国へ戻る予定のときは、再入国に必要な「I-20」等の滞在許可証を必ず携帯すること。

(3) 米国での留学が終了、日本帰国前にメキシコを観光しようとして、帰国用航空券、荷物等を米国に残したまま、メキシコを訪問する人も多い。ところが、帰国用航空券、荷物等のピックアップのため米国へ再入国しようとしたところ、入国を拒否されたといつて在メキシコ日本大使館にその対処を依頼にくることがたびたびある。所持旅券に押印さ

れている米国の学生査証では再入国を認められず、観光あるいは通過査証を取得する必要がある。しかしながら、日本行き航空券は米国内に置いたままなので、メキシコの米国大使館に対して、上記航空券を所持していることを立証できないため査証を取得できず、やむなく新たに航空券を購入して、メキシコから直接日本へ帰国する例がある。したがって、米国への再入国を予定している人は予定どおり再入国が可能なのか否か、関係当局によく確認したうえで、旅行日程を決めること。

#### ●外貨申告

出入国における外貨持ち出し、または持ち込み額の申告制度はない。ただし、出国の際、出国審査終了後にメキシコの通貨（ペソ）を米ドルと両替したくても、両替できる額が200米ドルあるいは500米ドルまでに制限されていることがあるので、余分のペソがある場合には市内の両替所で米ドル等の国際通貨に交換しておいたほうが無難。なお、空港で米ドルに両替する場合、両替所の数が少なく長い列を作ることになるので、十分な時間的余裕を見ておくようにする。

#### ●通関

持ち込み荷物の申告は所定の用紙を使用して行う。ただし、申告内容のいかんにかかわらず通常、荷物を開けて検査を受けなければならない。段ボール箱の荷物は特に厳しく検査される。普通の旅行者が通常持っているような物はスムーズに通関できるが、贈答用と思われるような同種の物をたくさん持っているとならぶ原因になることがある。海苔、椎茸、生もの等の食料品は、検疫のため数日間空港に保管されることがある。缶詰類は豚肉を除いてほとんど問題なく通関している。ただし、ハム、肉類、コーヒー、チョコレート等は、国内産業保護のため通関が困難。麻薬類の持ち込みは当然禁止されている。

考古学、歴史、または美術上重要な物品の持ち出しも禁止されている。

#### 滞在時の留意事項

##### ●滞在届

ツーリスト・カード所持者を除く駐在員、学生等の長期滞在者は、入国後30日以内に内務省で外国人登録をしなければならない。この登録をしないしていると、高額の罰金に処せられることもある。

##### ●旅行制限

一度入国すると、国内のどの都市へも自由に旅行することができる。ただし、米国やグアテマラとの国境地帯にある都市、たとえば北部のティファナやメヒカリへ行くときには、必ず旅券を携帯すること。メキシコ市に在住する日本人で、旅券を持たずにティファナ空港に降り立ったところ、ここは米国側へも自由に往来できるフリーゾーンだから、旅券を所持しない者は立ち寄れない旨入国審査官に説明され、仕方なくメキシコ市に帰った例がある。また、国境近辺以外においても、長距離バスで旅行中、入国警備官から尋問を受け、旅券を携帯していなかったため外国人収容所に送られて、日本へ強制送還される寸前までいったケースもある。したがって、旅券または現地公証人による認証済みの旅券コピーを常時携帯したほうがよい。

##### ●写真撮影の制限

博物館や美術館では普通、フラッシュを使用しての写真撮影が禁止されている。遺跡での写真、8ミリ、ビデオの撮影は可能だが、使用料を徴収されることがある。三脚は使用できない。16ミリ以上のプロのムービーカメラを使用する場合には、内務省および国立人類学歴史研究所の許可が必要なので、少なくとも1カ月前には最寄りのメキシコ大使館あるいは領事館にその許可申請をしておくこと。

#### 各種取締法規に関する留意事項

### ●麻薬

メキシコは、コロンビアに次いでコカインの大量押収国であり、麻薬類の取り締まりは厳しい。特に中南米からの旅行者の荷物は念入りに検査されている。

麻薬関連の罪（運搬、販売、購買、譲渡、その他）を犯した場合には、禁固10～25年および別に定められた1日の最低賃金の100～500日分相当額（約1400～7000ヌエボペソ）の罰金に処せられ、保釈の対象にはならない重罪となる。嫌疑をかけられないように、見知らぬ人からバッグ等を預かったり、荷物を税関検査用のベルトコンベアーの上に乗せてくれと頼まれても応じないのが無難。他人の荷物は絶対に手にしないこと。

### ●不法就労

ツーリストの資格でアルバイトをしたりすると、資格外活動を行ったとして最低賃金300日分相当額（約4200ヌエボペソ）までの罰金および18カ月までの禁固刑に処せられる旨が法律で規定されている。就労する場合には勤務先と十分な連絡をとって、内務省で適正な滞在資格を取得すること。

### ●治安維持

メキシコでは、治安維持上のまとまった法律はなく、また、各州ごとに法律が定められ、このため州犯罪、連邦犯罪の区別がある。関連のある法規をあげれば次のとおりである。

#### (1) 銃器の所持携帯

メキシコでは、家の安全や正当防衛のため、許可を得てピストル等の銃器を自宅内に所持保有することは認められている。しかしながら、武器の携帯には特別の許可を必要とし、外国人に対しては、メキシコの永住資格を有するものでなければ携帯の許可は下りない。

#### (2) 集会・デモ

憲法により集会の自由が保障されているので、交通警察の許可があれば、集会ならびに政治的デモ行進は可能である。ただし、同じく憲法により、外国人はメキシコの政治に関与してはならないことになっているので、外国人は集会ならびにデモ行進に参加することはできない。

### その他特殊取締

自動車を運転する場合、旅行者は自国の運転免許証を所持していれば運転は可能であるが、メキシコの長期滞在者は運転免許証を取得する必要があるので、交通警察局で手続きをする。国際運転免許証は通用しない。

### 風俗、習慣、国民性に関する留意事項

教会ではミサが普通に行われるので、見学する際には脱帽し、声を立てず、目立たないようにする。

海岸地帯の観光地は別として、メキシコでは服装は日本よりフォーマル。飲酒については、路上、公園等で酔って放歌高吟していると逮捕されることがある。

### 安全のためのひとくちアドバイス

中南米地域のなかでは治安情勢は比較的良好と思われるが、失業率も高く、それに伴い犯罪の発生状況は年々増加傾向をたどっている。

特に旅行者および日本人に対する強盗、窃盗（ひったくり、スリ、万引き等）の被害が昼夜を問わず発生しているので、十分な注意が必要である。多額の現金および貴重品（貴金属等も含む）を所持しての外出や夜間の一人歩き等は努めて避けたほうがよい。また、白タクには絶対に乗らないこと。公共輸送機関である地下鉄、バス、タクシー内でも犯罪被害が発生しており、注意を要する。とりわけ、長距離バスへの襲撃（強盗）事件が多発しており、1993年3月には日本人女子大生が殺害される事件が発生している。



なお、被害にあった場合は、不用意に抵抗することなく、できるだけ冷静に対処すること。単なる強盗が殺人になってしまう。

#### 健康上の留意事項

メキシコ市は海拔2240メートルの高地にあり酸素が希薄で平地の4分の3しかない。また自動車の排気ガスが主な原因で大気汚染がはなはだしい。衛生事情は概して不良である。そのためメキシコ市では、疲労しやすく、睡眠が浅い、眼が痛く充血する、せき、たん、風邪をひきやすく、息切れ、食欲不振、下痢などの症状が多い。

対策としては、無理をしない、ゆっくり歩く、睡眠を十分に取る、生水やホテルの水道水、レストランでの氷などは避けて瓶詰のミネラル水か清涼飲料水または湯、茶、コーヒなどを飲む。なお、生野菜、生もの、刺し身等に十分注意し、肉類等は十分火を通したものを食べること。

#### 緊急時の連絡先

〈観光救援パトロール〉 Tel.250-8221

〈緊急援助要請〉 Tel.06

〈盗難〉 Tel.08

〈火災〉 Tel.768-3700

〈病院〉

Hospital ABC Tel.272-8500

赤十字病院 Tel.557-5758, 557-5759

狂犬病予防センター Tel.549-4293, 549-4294

#### 緊急時の言葉

「泥棒」=ラドロシ・ラテロ

「助けて」=アウシリオ

「警察」=ポリシヤ

「パトカー」=パトウルージャ

「救急車」=アンブランシヤ

#### 在外公館アドレス

##### ●大使館

##### 在メキシコ大使館

Embajada del Japon, Paseo de la Reforma No. 395, Col. Cuauhtemoc, 06500  
Mexico, D.F., Mexico (Apartado 5-101)

Tel.211-0028